

## 厚岸町議会 平成28年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成28年3月11日

午後1時00分開会

- 委員長（大野委員） ただいまから、平成28年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

初めに、議案第1号平成28年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

予算書1ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算から審査を進めてまいります。

32ページ、33ページは事項別明細書です。34ページ歳入から進めてまいります。

進め方は、款・項・目により進めてまいります。

1款町税、1項町民税、1目個人。

8番、南谷委員。

- 8番（南谷委員） 委員長、2目法人まで合わせてお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

提案説明のときに概略な主な説明をいただきました。町民税、個人、法人合わせてお伺いをしたいと思います。

まず、現年度分、課税分でございますが、900万くらい総体でここの分だけで伸びております。増額になっておりますが、収納率、これは昨年の上程のときには、たしかその過去の最高、その収納率が伸びてきているので、それを実績を勘案してということで0.955という設定をなされました。本年度も同じでございます。そうしますと、人口が減少なっていく中で、このような現年度分のその数字が伸びてきたという背景について改めてお尋ねをさせていただきますし、それから、2節の滞納部分なのですが、こっちの収納率は下がっているのですよね。昨年から比較して。ということは、滞納されている方は順々徴収しにくくなってきている現状にあるのかなと推察されるのですが、この下がった理由、さらには法人税、個人のほうは予算が増額になってきているのですが、こっちは下がっているのですよね。対前年度比。あの厳しくというか。この辺の背景についてそれぞれお尋ねをさせていただきます。細かい数字はいいですから、考え方だけお願いします。

- 税財政課長（星川課長） お答え申し上げます。

町民税、個人と法人の部分のまず全体にかかわることとして収納率の状況のご質問でございました。

当時、平成26年度の決算段階では、過去これまで最高の収納率ということで追記させていただいております。そういったことをベースに、今、27年度の収納率の状況というふうにございますけれども、27年度につきましては、今現在まだ年度途中でございます

ので、正確なところはまだいっておりませんが、おおむね前年度を維持できるような収納率で今きているということですので、我々担当スタッフも含めてその分を、去年の分を達成するように努めながら鋭意努力させていただいているという状況になります。ただ、これは現年度分でございます、滞納繰越分になりますと滞納繰越してきた部分を、1件1件精査した中での収納率ということになりますので、収納率単独だけで物事を申すわけにはいきませんが、総体的には収納率自体は収納額も含めて、昨年を大体同じようなベースで今きているという見込みでございます。

それと、あと予算の内容でございますけれども、当初予算比較では、町民税自体は約500万ぐらいの増というふうに、今、予算上は町民税自体はしておりますけれども、実際的なこの見方にしましては、平成27年度3月補正の今回、今議会に上程させていただきました補正予算の状況を加味した上で新年度予算の編成となつてございますので、27年度の課税状況を見ながら、それをベースに28年度に置きかえて見ているということになります。

この27年度の増のほうも比較的個人も、法人のほうも伸びてきているという状況が踏まえて、今回、我々ども見させていただいたのは、それをベースに大体推計させていただいて、若干収納率は今現在99%とか言ってますけれども、当初予算の95.5ということで見させていただいて、これはその後の段階でまた補正させていただきたいと思っておりますので、当初掲示はそういった見方をしているということになります。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●8番（南谷委員） 大体わかりました。

今年度のその推移に実際に基づいてやってこられたということなんでしょうけれども、僕にしたらぎりぎりいっぱいしっかり予算計上をされているなという思いをしております。なるべく実態に合わせた数字を積み上げてきているのかなと判断、理解をさせていただいたのですが、今、一つ答弁漏れあったのですけれども、法人のほうが対前年度比で下がってますよね。この辺の背景についてはいかがなんでしょうか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 申しわけございません。

法人のほうですけれども、法人の部分につきましては当初予算比較では減つてということになりますけれども、その至った経緯ということで、まず27年度の状況からご説明させていただきます。

27年度の当初予算の段階では、前々年度の状況を加味しながら予算を作つてございますので、その段階では伸びてきたということがあって、27年度当初からその分を見越して予算を措置したという状況になります。これがそれを踏まえた中で、今度27年度の決算見込みという部分にいくと、今回、補正で上げさせていただいたとおり、法人税のほうも実際的には伸びているという状況にあります。なので、こういったことも踏まえているということです。

ただ、法人税のこの当初予算の見方ですけれども、昨年までは非常に大きく伸びてきたという状況がありましたけれども、今年度28年度も同様にそのまま伸び率がいきるかという、そうではないと我々は踏んでおりますので、そこは留保も含めながら、個々法人の申告状況も見ながらここは予算措置をしておりますので、今後法人の分についてはこれから決算期を迎えるところもございまして、ここはまた流動的になりますけれども、そういった申告の状況を見ながら随時その中で補正対応をしていくと考えております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●8番（南谷委員） ずっと説明聞いてますと、今年の実態、収納率も含めて経済の実態、と申しますのは、法人のほうなのですけれども、個人もそうなのですけれども、実績実績と言われるのは僕もその経理の経験あるのですけれども、どうしてもそこに頼りがちなだけけれども、経済の実態というのは動きがありますよね、近年。サケ、マスのロシア200海里の衰退とか、いろんな昆布の状況とか、そういうものというのは、この計算するときに加味するのでしょうか。その辺の、今、聞いてますと実績ばかりぽっかけてきて積み重ねだから当然だと思うのです。まずそれが目に見えるわけですから。

ただ今後、算出根拠なのですけれども、経済の状況や町の状況、人口の推移なんかも含めると数字の査定というのはどうなっているのかなと、その辺の考え方。例えば、来年、税の場合は平成27年度の実績、所得の状況、生産状況だとか、経済の状況によってそれに基づいて28年度に影響してくると思うのですよね。その辺というのは勘案しているのでしょうか。いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） それぞれ個々の部分に入るとは思いますけれども、総体的な部分で申し上げますと、今現在、提案説明のほうでも説明させていただきましたけれども、ただ、今、経済状況が伸びてきて、税のほうも全体的な中では伸びてきているという状況にあります。

ただ、そういった中で我々27年度の決算見込みを考えたときに、今、言われましたロシアの200海里の関係でサケ、マスの部分が流し網漁が禁止になったという部分がございますので、これは、今年度以降の話になるかなと思っておりますけれども、ただ、そういった禁止の部分、あとはサンマの漁獲量が非常に減ってきているという状況の中を見た段階で、それひとつひとつを見ると税収的には厳しいものがあるのかなと思ってはありました。

ただ、実際的にその部分をひもといて見たときに、売り上げベースでいきますと、それにかわる代替の魚種の部分が増であったりとか、そういったことがあって、そのサンマの不振だったものですか、そういったものの漁獲量とは別に、その収入的な部分についてはさほど影響がたまたまなかったと。27年度については、そんな差が大きくなかったということをお我々分析しております。

ただ、これが28年度にいったときはどうなのかというのは、これ全くまだ読めないですけれども、ただ、この27年度のときのように影響が少ないとは踏まえておりません。影響はただ大きいだろうと思っております。ただ、これが個人の部分で、なおかつこれが今度法人になりますと、なおさら加工場ですとか、そういった部分が大きく影響してきますので、ここは注視しながら我々は見ているということなので、予算的には比較的良好な予算には見えますけれども、実際的にはそれはまだ申告してみないとわかりませんが、そういったことも踏まえながら当初は計上させていただいたということになりますので、その時期が来た段階で、年度内でまたそこがでこしゃくしてくるのかなと考えております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●4番（石澤委員） この滞納繰越分なのですけれども、これはこれだけじゃないですよ。このほかにもあると思うのですが、これは今年度おさめてもらう可能性がある分ということなのですか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 滞納繰越分でございます。この分は毎年度その繰越額、今回、予算上がっているのは、収入を見込める部分ということで予算計上させていただいておりますけれども、ただ、これ以外に、まだ調定ベースでいくと繰り越した額がイコールになっておりません。その部分は逆にまだまだ多い状況になるので、こういった滞納繰越分の額はこれを目標にまず28年度はやっていくということで、この額を達成するようにまずやっていくと考えております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●4番（石澤委員） 確かにおさめてもらうということは大事なことだと思うのですけれども、このことによっておさめてもらうことをお願い、お願いするといったら変ですけれども、相談に乗ることでその人に負担をかけるということだけはないようにしてほしいなと思います。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 委員がご質問でおっしゃりたいことよくわかります。私も個人的によくわかりますけれども、ただ、税に関しては、そういった公平性を担保するという上では配慮ということがあってはいけないことになってございますので、ただ、そういったことも、現実はその通りですけれども、ただ、滞納される方それぞれ個々の状況を踏まえた中で、ご相談させていただきながら1件1件、その個々の方々の状況に応じて我々対応させていただいて、こういった方向がいいのかという部分も1件1件そこでお

互いに調整させていただきながらやるとしておりますので、そこは公平性という部分を踏まえて我々としてはやらなければならないですけれども、そういったことを踏まえながら実際はやっているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） この目ほかございませんか。

進みます。2目法人。

2項1目固定資産税、2目国有資産等所在市町交付金。

3項1目軽自動車税。

4項1目たばこ税。

5項1目特別土地保有税。

6項1目都市計画税。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税。

2項1目自動車重量譲与税。

3款1項1目利子割交付。

4款1項1目配当割交付金。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金。

6款1項1目地方消費税交付金。

7款1項1目ゴルフ場利用税交付金。

8款1項1目自動車取得税交付金。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金。

10款1項1目地方特例交付金。

ございませんか。

11款1項1目地方交付税、

12番。

●12番（佐々木委員） 今年度から地方交付税の算定の方法に、トップランナー方式というのが導入されたと聞いております。それで、まず今年度から業務関連ですけれども、28年度には16業務について、まず始めなさいというようなことが言われているようすけれども、実際に当町でこの16業務について、どのようなこととどうか、どのような方法になっていくのか。それと町に対するこの分での影響ということについてお伺いしたいのですが。

●委員長（大野委員） 税財政課長

●税財政課長（星川課長） 今、ご質問ありました交付税におけるトップランナー方式ということですが、基本的には基準財政収入額の部分と需要額の部分がございまして、まず1点目の収入額のほうで申し上げますと、まずこのトップランナー方式の収入額のまず見方が変わったのが、これまでの税の収納率、これがまずこのトップランナー方式というのは上位の部分、上位の3団体の収納率を、それをもって基準財政収入額の算定にいくということなので、なので、我々からすると逆に収納率を高めないと、そ

ういったところまで基準収入額の部分の段階では厳しくなる見方になるという部分になります。

それがもう一つと、あともう1点の需要額のほうですけれども、さまざまいろんな、先ほど16点と申し上げましたけれども、中身的には既に、ほかの自治体がやられている民間への委託、これらがベースになってございます。なので、今まで自治体が直にやっていたものを今は業務委託という手法に変えてきておりますので、そういったことがまずできる部分を、全てそちらの業務委託のほうに変えることによって経費を、要は人件費の部分ですとかその分下がりますので、その委託経費をもってそれが全て単位費用の中に計算されるということになるので、例えば同じ需要額であったにしても、今までは100あったものが、このトップランナー方式で委託料に変わることで80に単位費用が下がるというふうになりますので、その部分が減ってくるということになります。

ただ、そういった状況ではございますけれども、これが実際の算定事務にいったときにどう跳ね返るのかというのは、その単位費用の中の細かいものがまだ示されておりませんので一概には言えない部分なのです。なので、実際的には本算定をやる7月、この段階で新たに見えてくるのかなということなので、そこをもってしてないとちょっとわからないというようなことに今現在なっておりますので、今現在の中では、当町にどれだけ影響があるかという部分については把握しきれないというのが現状でございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●12番（佐々木委員） まだ把握しきれないと、ただ、やはりこれまでの本来的な地方交付税の算定のあり方というのですか、標準的にどこの自治体にも財政を補うというような本来の地方交付税の目的とは、私、これやり方がちょっと違っているのではかなと感じているんです。

まだ基準財政収入額の算定などでも、要は徴収率を高めなければいけない。当町がそうだとは言いませんけれども、これは徴収の強化というのですか、何が何でも払ってもらいたいというような、そういった強化体制につながるですとかということで、結果的には町民の皆さんに対して負担を強いるような、そういったことが生み出されてくるのではないかとことをすごく懸念しているんですよ。このトップランナー方式ということ自体どのように町では考えているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） トップランナー方式で今年度からスタートしたという部分でこれはまだ初段階だと思うのです。これから交付税の改革ですとか、そういったものが今これからされていきますので、その部分は今後さらにまた減っていくだろうというふうには思っております。

ただ、先ほどおっしゃいました収入額のほうの例えば収納率を上げた、要は収納率が高いところを基準にするということについては、基本的には収納率というか、その税を確保するという上では、それぞれ自治体は責任を持ってやりなさいというような国の指

示だと思うのです。ただ、そこの部分は先ほどの予算のときもご質問もありましたけれども、税のほうは公平的なものと考えた上では収納率を確保、要はなるべくというのですか、税を負担していただくものを当たり前の状況ですので、こういったものはそういった収納率を全国平均のトップのほうになるべく我々も近づけていけるようにということで、現年度分については、恐らくですけれども、まだ数字はわかりませんが、恐らく率的には我々のほうも、ある程度いいところまできてると思うのです。今は。ただ、滞繰の分がありますよね、それは別として、現年分はそれで確保していくということでやっていきたいと思っております。

ただ、歳出のほうの、需要額ですね、需要額のほうのトップランナー方式の部分は、あくまでも業務委託ですとか、そういったものをやるということの国からのそういったことなので、町としてもこういったものを見きわめながら厚岸町としてこれが導入できるかどうかという部分も含めて、これから財政運営の中でも検討していかなければならないでしょうし、こういったものも検討する一つの材料にはなるのかなと思っております。

ただ、こういったことが進められていく上でこの交付税制度自体が、今、国のほうでは総体的に、一般財源総額と言ってますけど、それでは30年までは、平成30年までは確保するという国がスタンスです。ただ、それ以降は全く不透明という状況なので、今の段階では、そういった情報の中では、これ以上細かいものは出てきておりませんが、その毎年毎年出される地方財政、計画、これを見きわめながら1個1個やっていかななくてはならないのかなと思っておりますので。ただ、平成30年までは、国は今のところ地方に対してはお約束してる状態になっております。ただ、それがこれからの経済情勢変わっていけばどうなるかわかりませんが、そういったことも踏まえながら、年々、その年度年度のやり方というのですか、その予算を組むときにしても何しても、そういったことを加味しながら対応していきたいなと思っております。ただ、その交付税のその今後のあり方というのですか、それはその年その年で色々ころころ変わってきますので、そこも踏まえながら対応していかなければならないのかなと思っております。

●委員長（大野委員） ほかがございますか。

(なし)

●委員長（大野委員） 進みます。

12款1項1目交通安全対策特別交付金。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。

2目衛生費負担金。

3目農林水産業費負担金。

ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） 14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料。
  - 2目民生使用料。
  - 3目衛生使用料。ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4目農林水産業使用料。
  - 5目商工使用料。
  - 6目土木使用料。
  - 7目教育使用料。2項手数料、1目総務手数料。
  - 3目衛生手数料。
  - 4目農林水産業手数料。
  - 6目土木手数料。
  - 7目教育手数料。ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3項1目証紙収入。
  - 15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。
    - 2目衛生費国庫負担金。
  - 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。
    - 2目民生費国庫補助金。
    - 3目衛生費国庫補助金。
    - 4目農林水産業費国庫補助金。
    - 6目土木費国庫補助金。
    - 7目消防費国庫補助金。
    - 8目教育費国庫補助金。
  - 3項委託金、1目総務費委託金。
    - 2目民生費委託金。
    - 4目土木費委託金。ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。
  - 2目衛生費道負担金。2項道補助金、1目総務費道補助金。



2目民生費道補助金。  
3目衛生費道補助金。  
4目農林水産業費道補助金。  
6目土木費道補助金。  
7目消防費道補助金。  
8目教育費道補助金。  
ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） 3項委託金、1目総務費委託金。
  - 3目衛生費委託金。
  - 4目農林水産業費委託金。
  - 5目商工費委託金。
  - 6目土木費委託金。ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） 17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。
  - 2目利子及び配当金。
  - 2項財産売払収入、1目不動産売払収入。
  - 2目生産物売払収入、
  - 6番、室崎委員。

- 6番（室崎委員） 2目ですよね。

ここのところの説明欄に出てきますしいたけ菌床なのですが、債権回収はどの程度進んでますでしょうか。

- 委員長（大野委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（湊谷課長） ご質問は26年度の決算において収入未済となったことについての回収状況だと思います。

これは個人と法人ということで1件1件と、個人が2件あったのですよね。1件は払う時期の関係で滞納ということになりましたけれども、それはもう入っているということで、実際には法人1と個人1ということでございました。26年度決算において2,667万1,800円という額が、実は収入未済ということでありましたけれども、平成27年度において、先ほど言った1件はもう完納なのですが、残りの法人と個人の部分について、法人にあっては8月から月々30万円ずつ納入すると。金融機関とのお話し合いを進めて融資を受けた段階で全額返済をするというお話をいただいております。こちらのほうは、

分納誓約書をいただいたとおり、月々30万円ずつの納付は現在もいただいております。ただ、金融機関との融資の話がまだうまくまとまってございません。今も継続中でございます。なおかつ、金融機関も民間のプロパーの1社ではなくて、政府系の金融機関と協調融資でという話までされてまして、そういったことで商工会のほうも入ってその協議を進めているという状況にあります。今のところは、金融機関からの融資が実行がありませんので、それを除けば月々お支払いするというのは約束はしていただいております。おり払ってもらっております。

それと、個人のほうでございます。すみません、先ほどの法人は7月からです。個人のほうが昨年8月から月々8万円をまず払うと。それと、ハウスを売却すると。その売却したお金で20万円を払うという約束。それにこちらのほうも金融機関との融資のお願いをさせていただいて、融資の実行があった段階で全額お支払いをするという分納誓約書を交わさせていただきました。ハウスの売却代の20万円は納付をいただきました。そして8月から11月までは月々お約束どおり納付もしていただいております。

それで、私どものほうも融資機関との状況も、その都度その都度相手にお任せしているわけではなくて、先ほどの法人のほうもそうでございますけれども、金融機関との話し合いがどうかということはこちらのほうも折を見てお話状況を聞いておりました。個人のほうは、一向にその部分が進んでいないという状況でありましたので、抜本的な相談をしないといけないなということで、今年の年末でございますけれども、釧路のほうに出向いていろいろ話すということで伺ったんです。私とそれときのご菌床センターの職員と。そのときは、本人は不在でございました。本人というのは旦那さんのほうは不在でございました。それで奥さんのほうに週明けまた来らせていただくので、土曜日か日曜日でも都合のいい時間がわかったら連絡をくれというお話をさせていただきました。それで、月曜日になったら実は相手方から連絡が来なかったもので、菌床センターの所長が相手方に連絡したところ、ちょっと居所不明の状態にそれ以降なってしまったということでございます。今現在も居所不明という状況でございます。12月からの部分はお支払いをいただいていないという状況になっております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） 今の話でちょっと聞き漏らしたのか、その個人と法人、残債どのくらいあるのですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） この3月末までということで、実は法人のほうはまだ3月分はまだ入っていません。今月末までというお約束でございますので、もう入るとは思うのですが、それを見ますと法人のほうは26年度決算における残額は1,567万9,920円でございます。それと、個人のほうでございますけれども、12月から入ってきていないということで、3月分も入らないという見通しでいけば710万7,680円という額になります。それと、これも決算のときにお話してございますけれども、この発覚するまでの

間に、平成27年度に入っても5月までに出荷した分がございませう。これが法人のほうは372万8,800円。個人のほうは146万1,240円という額になってございませう。これを合わせますと法人については1,940万8,720円。個人のほうは856万8,920円となります。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） 法人については見通しとしてはまだ可能性があると。しかし、個人については、まず十中八九ないだろうと言ってというふうに見るより方法ないですね。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 今、税財政課のほうの協力もいただきながら居所を突きとめる手だてというものもいろいろ行っております。それと、その身内の方も町内にいるということで、そちらのほうにも相談をさせていただきながら本人と会う手だてを今も尽くしているという状況でございませう。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） 個人に関しては、この850何万、この程度の損害を受けるであろうことの蓋然性は非常に高いということと言えますよね。個人に関しては。法人については今のところまだ見込みがあるかもしれないという状況ですね。

それで、前回、決算委員会なんかのときにも、私、申し上げた。それで、その程度でやめようと思ってたんだが、今回、決算の説明が広報あつけしに載りました。その中で、しいたけ菌床売払代で収入未済額が発生とわざわざこれ記事にしている。これについては大いによしとしています。ただ、この文章が非常に何と申しますか、文章力のある筆力のある人が書いたと見えて、非常に含蓄のある奥の深い記述の仕方をしているので、ある意味では文学的とさえ言えますね。それで、どうも意味の取り方が色々になってしまうのではないかという気がいたしますので、この際明確にしておきたいのでお聞きいたします。

十何行の短い文章の中段に、しいたけ菌床の売り払いは規則において全納することが原則でありと明記しています。例外というのはどういうものなのかまず教えてください。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

この平成26年度決算の概要という部分については私のほうも当然チェックしてございませう。規則においてということになってございませう。規則においては第7条におきまして、きのご菌床代金は引き渡しの前日までに納入しなければならないということで終わっております。ただし書きもございませう。ですから、原則というよりは全納しなければならないほかはないということではございませう。そういう意味では、この記述について

は適切ではないと言われても仕方ないと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） せっかく書いたのにいやにあっさり認めますね。何で原則って書いたのですか。わざわざこの短い文章の中に何で原則って入れたんですか。それを答えようがないということですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） この原則という文字が入っていること自体誤っているということを認めざるを得ないと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） 先に進みます。その次なのですよ。諸般の事情はあるにしろこれを逸脱した対応がと、こういうふうに書いてあるのですね。諸般の事情とは何ですか。具体的に詳しく説明してください。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） ここで諸般の事情ということで書いたのは、生産者においてきのこ生産というのは、菌床を購入してから生産物として売って対価を得るまでにある一定の期間がかかるということもありますし、これまでもそれぞれの方々は経営状況が厳しい方もおります。そういった中で金融機関の協力をいただきながら、お支払いをしながら経営を続けてきたということでございます。

実際こういった前払いしなければならぬことをしないで運用を続けてきた私どもの責任もありますけれども、そういった運用の中で全納でおさめるとなると過去の部分との返済、支払い等がやはり大変だという状況が実際としてありましたので、そういったことを私どもも生産者の方々と話しをする中でお聞きをして、そういうのを感じながらこういうような表現をさせていただいたということでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） 要するにこの買い受けるきのこ生産者が経済的に大変な人もいるので助けてやろうと、温情をかけてやろうということで全納というものを崩したのですと、そういう意味ですね。今の言い方は。違いますか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長）　ここで文章表現で言いたかったということは、そういう状況もあります。未払い、未済を出すということは生産者が悪いということにとられがちというかとられるところなのですが、その要因には私どものそういった不適切な対応もあったということもあるものですから、これを逸脱した対応が要因となりましたということで、町の対応の悪さもあったということをお伝えしたかったというものでございます。

●委員長（大野委員）　6番、室崎委員。

●6番（室崎委員）　今、私はきのこ生産者の責任とかうんぬんとかという話については全く論じておりませんので。そうするとまた論点が変わりますから。

それで、前回のときに、私、指摘したのですよ。こういう問題が出てくるから、そこはきちんとしておかなければならないよということの警告をしたつもりです。しかし、今回のような話で、今回のような文章が出てきた以上、曖昧な形にしておくわけにはいかなくなってしまったのです。

それで明確に言います。刑法の第247条、他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときはうんぬんと、こういう規定がありますね。前回のときこれ言ったのです、私。どうもこれに当たりそうな恐れがあるので、これには当たらないんだらうなということは聞きました。そのときに明確な答えはなかった。当然これも犯罪の構成要件に該当するというようなことは、ないと明記できることは研究してあると思う。それを説明していただきたい。

●委員長（大野委員）　休憩します。

午後1時47分休憩

午後1時58分再開

●委員長（大野委員）　再開いたします。  
産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長）　貴重な時間ちょうだいいたしまして申しわけございません。

私どもこの26年度におけるこういった事務を行うに当たって、決して結果としてこう未済になった方々が支払いをできないということを知って、そういった行為を行ってきたわけでもありません。あくまで支払いはしていただけるものだと。形はいろいろな形で金融機関からの支援も受ける方もいますけれども、あくまで支払いをいただけるものだという前提で行ってきたところでございます。

ですから、こういった行為をすることによって行ったもの、自己の利益を図ったとか、あるいは第三者の利益を図るために、このような行為を行ってきたということでは

ないということははっきり言いたいと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） 当たらないんだということを明確にしておかなければならないですよ。私はこう思いますというような曖昧な形でもってこういう問題は決められませんよね。それではっきり言いますけれども、背任罪の構成要件というのは、まず他人のために事務を処理するものです。自己または第三者の利を図るまたは本人への加害目的をもって任務違背行為を行った上で、財産の損害を与えれば既遂になります。財産の損害を与えるところまでいかなければ未遂になります。そういう犯罪なんです。非常に構成要件は複雑です。ホワイトカラー犯罪といわれるものが、これに非常に該当していきますからね。その犯罪の性質上、非常に曖昧模糊としていると言われても仕方がないくらい複雑です。

それで、この場合に故意のほかに自己または第三者の図利目的と言われるものがありますね。これは未必の状態でいいわけですよ。未必というのは、かもしれないという程度でいいわけで積極的な認識、認容を必要としないとされています。そうしますと、外形的な判断を受けるわけですよ。まず前日までに払い込まないで済ませる、後から払ってもいいよというのは、これはいわゆる機関で利益を既に得ているわけですよ。相手方に対する図利目的がなかったと言えるのかどうか。

その次に、この財産上の損害を与えるつもりは全くなかったんだという、今、言い方をしているけれども、それならばこの規定が何で前日までに支払わなければならないとわざわざ規定しているのかという話にもなる。それで、これに関しては、前回、私、言っているんだから、何で厚岸町の顧問弁護士もいるわけだし、きちんとした専門家と検討して、いやいや、これについては構成要件に該当しないんです。あるいは違法性はありませんというようなことをきちんとと言えるだけの準備をしていないのか。甚だうかつだと言わざるを得ない。私は今ここで犯罪者作れって言っているのではないですよ。そういうことをきちんとして、誰に聞かれてもどのような場でも十分に相手方を説得できるだけの論を作っておかなければならないでしょう。それが無い。

しかも、このような広報あつけしに甚だ違った印象を与えるかのような文章を書いている。甚だもって不適切だと言わざるを得ない。この文章を読んだ町民はどういうふうに関心を受け取ったか。私は二、三当たってみました。要するに、形式的には規則には反したけれども、何も悪いことやっているわけではないんだと。こういう扱いはいくらでもあって、そしてむしろいろいろな事情でこうせざるを得なかった。それをやたら重箱の隅ほじくる議員なんていうのがごちゃごちゃ言うものだから、まあ仕方がないからおわびしておこうということなんだろうって言われましたよ、私。そうだって、重箱の隅ほじくるやつおまえの目の前にいるからなって言いましたよ。町民にあの町長と副町長が減俸までして、この問題については申しわけなかった。綱紀肅正を図ると言っているんです、議会でも。

しかし、この文章ではそういう本意はまるで伝わっていない。まあいいのか悪いのかと言われると形式的にでも規則に反したのだから、ごめんなさいって言わざるを得ない

から言ってますと、そういうふうにはしか受け取られていない。むしろ、そのように思わせることが本意だったのではないかと。そう思われさえする。いかがですか。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。先般の議会においてもこの問題提起をされたわけでありまして、私からもこの点については深くお詫びをすると同時に、二度とこのようなことがないように、それぞれの部署においては綱紀粛正を持ちながら、また、私自体も監督者として正せるものは正して、二度とこのようなことがないようにいたしたいということをお話をさせていただき、さらにまた今ご指摘のありましたとおり我々の処分も既に行っているわけでありまして。またなおまた、担当の残念ながら、担当の部署においても責任あるものについても処分をいたしておるわけでありまして。本当に繰り返しになります、二度とこのようなことがないようにさらに襟を正しながら行政運営に当たっていかねばならない。そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） 町長の意はわかりました。

その上でなんだけれども、この広報あつけしの文章はこのままにしておきますか。訂正記事でも出しますか。その点はどうします。

●委員長（大野委員） 休憩いたします。

午後 2 時07分休憩

午後 2 時08分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。

産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 先ほど来、私どもの考え方をお伝えしておりましたけれども、どうも質問、委員言われるように、町民の中で私どもと違って説明をしようと思ったこととまた違った形で理解をされている方がいるとすれば、私どもとしても好ましくないということですので、形がどういうふうになるかは別として、誤解の招かないような形でお知らせすることを早急に考えていきたいと思っております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） それで、この話が町内を走って歩いて、結局、町政に対する不信を

招いてしまう可能性があるんですね。それで信頼回復ということが非常に大事だと思う。その大きな要因に町長、副町長がここまで責任をとってやりましたということは当然ありますが、一番大きなやっぱり信頼回復の方法はきちんとした債権回収をしましたよということだと思えるのですよ。それで、この後、これは経済上の問題ですから、いろんなそれこそ諸般の事情が出てくるとは思いますけれども、ここまでやってこれだけ今のところ回収ができたというような情報はその都度議会にも、例えば委員会だとか、そういう場で示していただきたいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から答弁をさせていただきたいと思います。

行政運営の中で一番大事なことは町民と行政の信頼関係であります。論語の孔子が言ってます。信なくば立たず。そのとおりなんです。そういう中でいろいろな疑念を抱くような事案が発生をしてるということは本当に申しわけなく思っておるわけでございまして、今、原課におきまして本当にもう他のいろいろな業務あります。ご承知のとおり、産業振興課、きのこ菌床センター等々、もうこのほうで今の事案でもう寝ないで、はっきり言って相手の家を訪ねてみたり、さらにはまた上尾幌まで行って親族に話しかけたり、いろいろと最善の努力してます。もう本当他の仕事はできないぐらい。私も見ておきまして、いや本当に大変だなという気持ちでいるのであります。

しかしながら、今、報告ありましてとおり解決できていないというのが現実でございます。本当にこの問題が起きたということは信なくば立たずであります。そういう意味において随時、今、その経過を議会にお知らせ願いたいということではありますが、当然私が常に言っているとおり議会と行政は車の両輪であります。そういう意味においては、結果についてその都度都度というわけにはいかないと思いますが、ある程度のめどがつく中で議会のほうに報告させたいと、そういうふうにも考えておりますので、ひとつご理解いただければと思います。

●委員長（大野委員） ほかがございますか。

8番、南谷委員。

●8番（南谷委員） この項でカキ種苗売払代、ここでお尋ねをさせていただきます。

前年度の代金と全く同額なのですよね。ということは、平成28年度も27年度と同じような生産量を目的に計上になったのかなと理解をさせていただいたのですけれども、たしかホタテ盤の関係も含めて、大きくは28年度だから28年度に計上されないのかなどうなのかな。だけど、若干でも試験的にやってきたものもあるだろうと。こういうものは、ここ数字に、その売払代金に出てこないのかなどうなのかなと。全く同じということはないんだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。



- 産業振興課長（湊谷課長） カキ種苗の売り払いでございます。これにつきましては当然、新年度の予算編成をするに当たって漁業協同組合を通じて従業者の皆さんの希望を取りまとめを行ってございます。11月30日ということで取りまとめを行ったのですが、その時点でまだ種苗を希望しているのですけれども、漁業者の方々が、まだどのぐらいの量かと把握しきれていない部分があったということで漁業協同組合とお話をして、当初予算では前年度と同額を見て予算措置をして漁業者の希望を取りまとめをするという方向になってございます。

それと、ホタテ盤のカキ種苗でございますけれども、平成27年度に一千年の試験をやりました。漁業協同組合からは28年度においても同様の一千年の試験栽培をしたいという申し出を受けてございます。ただ、これについては、あそこからは養成であるとか、餌だとかというものを提供等をしております。場所をお借りしたということありますけれども、そういった部分は、生産においてかかった実費収入ということで、それは計画どおり行われた場合は、実費収入をいただくこととなりますので、それは補正対応というふうになるかと考えているところでございます。そういったホタテ盤種苗の一千年という27、28と試験をしながら、漁業協同組合では29年度からの本施設での運用に向けて取り組んでいきたいという考えのようでございます。

- 委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

- 8番（南谷委員） どっちも補正対応というか、そうするとカキの種苗売払代金のこの数字については、大きくPRしているのだけれども、数字の上には全く出てこないということになるんですよね。試験操業の分もね。この辺のやっぱりお金のことですからやっぱりきちんとした計画性、たとえ千年でもそのやっぱり協議というものはきちっとしていけないと後々まずいと思うのですよね、私はね。少なくとも施設を貸す部分であればある分でその無償提供、実費主義ということで、だから、そういうことに出ないんだという部分をやっぱりきちんと我々議会のほうに申し出てなければ、少なからずここに何らかの売払代金の中に計上されてくると思うので、この辺についてはいつまでもそういうことにはならないと、今後大きい数字になってくるわけですから。これらについてもしっかりとした計画を立てて、当初段階から上げられるものは上げられるようにきちっとしていったほしいなと。きちっと組合ともアクセスして計上できる段階できちっと計上していただきたいと思います。

それと、この以前から言われているのですけれども、ここのその人員体制、新たな事業にも取り組んでいかれる設計も、その建物の関係も次年度に向けては動き出すと思うんです。人員体制はどうなっていくんでしょうか。これに十分足り得る職員の配置というか人員体制というものは新たなその作業、建設関係も含めて取り組んで、28年度には大きな動きがあると思うんです。これらに向けての体制づくりというのはどうなっているのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 施設は漁業協同組合のほうで建てて、運営も漁業協同組合でございます。ですから、人の人的要員も全て漁業協同組合で行うということになります。ただ、養成、カキの子供と、それと餌の部分、これについてはカキ種苗センターのほうから提供をしていただきたいという考えを漁業協同組合のほうから、これ29年度からお話を受けてございます。それに当たっても既存の体制の中で提供はできるという方向で、カキ種苗センターともお話をしながら漁業協同組合と進めているということです。ただ、そのホタテ盤種苗する生産の時期なんです。あそこでやっているシングルシードの種苗をする生産する時期、それとその繁忙期に当たったときの自漁の部分等々、それはセンターのほうに影響がいつてしまうと。これは町としては本末転倒という、町全体としてはいいことなんですけれども、センターの運営上、大変支障をきたすということでは、そのようなことのないように漁業協同組合と詰めて運営をしていくというお話をさせていただいているところでございます。

●委員長（大野委員） この目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

18款 1 項 寄附金、 1 目 一般寄附金。

19款 繰入金、 1 項 基金繰入金、 1 目 財政調整基金繰入金。

2 目 減債基金繰入金。

3 目 地域づくり推進基金繰入金。

5 目 老人福祉基金繰入金。

6 目 環境保全基金繰入金。

20款 1 項 1 目 繰越金。

21款 諸収入、 1 項 延滞金加算金及び過料、 1 目 延滞金。

2 目 加算金。

3 目 過料。

2 項 預金利子、 1 目 町預金利子。

3 項 貸付金元利収入、 2 目 ウタリ住宅改良貸付金元利収入。

6 目 十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。

7 目 東北地方太平洋沖地震災害援護資金貸付金収入。

4 項 受託事業収入、 3 目 衛生費受託事業収入。

5 目 土木費受託事業収入。

6 項 雑入、 1 目 滞納処分費。

2 目 過年度収入。

3 目 雑入。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 22款 1項町債、4目農林水産業債。

6目土木債。

7目消防債。

10目臨時財政対策債。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で歳入を終わります。次に56ページ歳出に入ります。

1款 1項 1目議会費。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

2目、68ページ、2目簡易郵便局費。

3目職員厚生費。

4目情報化推進費。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 76ページ、5目交通安全防犯費。

6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） 資料を出していただいた件でお聞きいたします。

国道44号に、今、ずっとフェンスが張られているんですね。鹿さん出てきてはいけないよというやつですね。これが設置されることによって鹿による交通事故というのは、どんと減っていると思うのがいわば常識です。それで、それを数字の上でも見せていただこうと思って資料をお願いしておいたのですが、何かフェンス張ったらむしろ増えているのではないかというようなこの数字の流れなのですね。増えてる増えてないが誤差の範囲内だというならば横ばいですね。

前に鉄管で、深山のあたりから始まったのかな。それで柵をつくった。私は、あれ効果あるのかどうか大変疑問だったので、そのことで一遍質問したのだけれども、まあそのときは鼻の先であしらわれて、私も力がないなと自らを反省したわけですが、今回のこの柵について、柵というかフェンスというか何というか、これについて町はどのような見解をお持ちなのか。交通安全との関係で。どうお考えになっているのか。町の見解をお聞きします。

●委員長（大野委員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず、提出させていただいた資料について若干補足の説明をさせていただきますと思います。

物損事故の件数、うち鹿事故の件数、うち国道44号線における鹿事故の件数という資料になってございますが、あくまでもその厚岸警察署に届け出のありました鹿事故に関する件数でございまして、実際に警察に届けてない部分については、残念ながら我々のほうでは押さえてございません。そういう資料になってございます。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 私のほうからは、生態系を含めた中で、今、国道のほうにおきましては、平成18年度から27年度も、今、ちょうど国道に対してのエゾシカ等の進入防止柵を設置しているところでございます。これは北海道開発局、釧路開発建設部さんからも聞き取り等もさせていただいたところでございます。まずもって、鹿柵の整備の状況なのですが、平成18年度から進めておりまして、平成18年度には100メートル、その後20年度には2キロ、それと21年度には1.4キロ、23年度にはかなり延長が延びておりまして12キロ、それと25年度には6キロ、本年度は4.9キロを予定しているところでございます。

一般国道44号線の中で、厚岸の区間というのが44.223キロございまして、そのうちこれは25年度までの施工分の状況でいいますと21.5キロ、国道の両側に柵を設置しております。この中で国道のほうではエゾシカ等が車等との衝突によって死骸の回収、交通事故のデータとは違うんですけれども、直接の警察のデータとは違いますが、鹿柵設置前の事故件数については年平均4.3件、キロメートル当たりです。設置後につきましては年平均2.5件、これもキロメートル当たりでございまして。約4割が減少していると。これは張っている部分での話だと思います。こういうような回答をいただいておりますが、実態的な中でこの警察とのデータを合わせますと、交通事故の件数については減っていないというのが実態かと思えます。

また、現在の鹿柵の概要ですけれども、高さ2.25メートル、プラスその上にワイヤーネット張っておりますけれども、そこに25センチのワイヤーが入ってまして、全長で2.5メートル。それとネットフェンスの縦の区間については150ミリですね。フェンスの横の間隔については最上部から中段くらいまでが175ミリ、そこから少しずつ小さくなってきてまして最下部では90ミリというような状況になっております。そういう中で事故件数につきましては、状況的には釧路開発建設部の中での設置後の状況のデータとしては件数は下がっているということでございまして、交通事故件数については下がっているというようなデータにはなっておりません。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） 鹿にまつわるいろいろな問題についてはまた有害獣駆除というものがありますから、そっちで総合的な話といいますか、包括的にはさせていただいて、ここではちょっと事故の件数のことだけ、せっきやく資料を出していただいたのだからと思ってお聞きした次第です。

それで、今、聞いてると表に出ている数字だけだということですよ。ですから、こ

の裏には、もしかしたらこれの何倍かのものがあるかもしれない。いわば氷山みたいなことになっているのだろう。と同時に、その届けなかった割合、届けた割合、それが大きく変化した要因というのもあまり思いつかないので、大体その増減の傾向だけはこの数字でとれるのではないかと。そういうふうに、今、一読して思ったのですけれども、そのような捉え方でよろしいでしょうか。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） データ的な中で見ていただいたとおり、状況的には張っている区間については、当然進入しないような状況になっておりますけれども、張っていない区間というかまだ未整備の区間がありますので、そちらでの事故件数が多いものというふうに推測するものでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） ちょっと大事な話があったんで、もう一度確認します。今、張っているところでは激減したけれども、張っていないところがあるから、この数字が動いてないんだという言い方に聞こえたんだな。それは何かきちんとした根拠に基づいて言っているわけですか。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 言葉足らずで申しわけございません。全てが、当然未整備区間もありますし、そこを通した中で整備する区間にも鹿が入ってくる状況もございまして、一概には言えないと思いますが、依然として鹿については、この事故については減少傾向にはないというふうに思っております。

●委員長（大野委員） ほかございますか。

(な し)

●委員長（大野委員） なければ進みます。

6目行政管理費。

7目文書広報費。

8目財政管理費。

6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） ここの83ページに北海道市町村備荒資金組合の積立金の話が載っております。この500万円というのは義務的に積み立てる部分だろうと思うのですが、それで間違いないですか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） この部分につきましては普通納付分でございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） 難しいのですぐ思い出せないのですけれども、普通納付というのですね。はいわかりました。

それで、超過納付といいましたか、任意の積み立てができる部分はね。これについては今年度は予定というか考えてはいますか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 28年度の当初段階では、今のところは全く不透明と言わざるを得ないと思います。ただ、この部分につきましては全体的な財政運営を28年度の財政運営をする中であって財源がある程度見込まれて、その財源があった中で今度、逆にこの歳出のほうですね。歳出のほうの部分である程度めどがついた段階で基金に積み立てる剰余金と言うのですか、そういった剰余の部分が出てきますので、その場合においては基金に積んだりですとか、この備荒資金組合の超過納付の分というのも一部考える時期にはくるのかなと思いますけれども、まだ財政状況が今のところまだ交付税も決まっておられませんので、不透明なので今の段階ではまだ、全く考えていないということではありませんけれども、頭に置きながら財政運営を今年度やっていきたいなと思っております。

●委員長（大野委員） ほかございますか。  
8番、南谷委員。

●8番（南谷委員） ここでお尋ねをさせていただいて、私も全く同じところで質問をさせていただきます。

27年度末の数字というのは今の答弁ですとまだつかめないと、こういうことで理解をさせていただきました。昨日もこの関係で、積立金の関係で大変参考になる質疑を聞かせていただいたのですけれども、若干、僕、認識不足の部分もあったもので改めてここで伺いをさせていただきたいなと思います。

定例会の資料、積立金基金と残高推移一覧表というのを配付していただきました。これを見させていただいたのですけれども、私なりに積立金基金の認識でございますが、ちょっと確認をさせていただきたいなと思います。ちょっと私の頭では整理しきれない部分もあったものですから、財政調整基金から始まりまして環境保全基金①の部分、これが平成27年度末残高で17億8,700万円、こういう数字になっていると。これらについては義務的なものなのかなと。ある程度その基準に基づいた積み立てなのかな。さらには

その下、ここに出てきてます北海道市町村備荒資金組合の納付金、普通と、それから超過の関係、この二つに分かれていると。

先日も議論のあった普通納付と超過納付については、職員の皆さんが1年間いろいろ鋭意努力された結果、余剰金をどこに積むかという部分でより、隠しているわけでは私はないと思うのですよね。各事業を精査した中で残余をここに積まれたと。たまたま積む先が、その備荒資金組合がここに積むのがいいのかどうなのか。普通納付のほうがいいのか、超過納付金のほうがいいのか。はたまた上のほうに積むのがいいのか。この辺について、まず上のほうのそれぞれの性格からいって、下のほう、ここにいった背景について、その備考資金がこの超過に部分は膨らんでますよね。そこの部分に来た経過についてまずお尋ねをさせていただきたいなど。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今回、議案第1号の中で参考資料としてお配りさせていただいたもの、これ積み立て基金の一覧表ということで、上段のほうについては基金の設置条例をもってやっている基金ということで、財政調整基金をはじめありますけれども、減債基金から以降下の環境保全基金までは特定目的基金ということで、これは特定目的ということなので、これは使い道については限定されていると。この限定した中で特定した中で使われる基金ということになります。その中で27年度末では、総額で約17億ほどということとなっております。

下のほうの備荒資金組合納金の普通の分については、一般質問のあった内容でありまして災害に備えるということなので、これを厚岸の場合は3億円を上限としてこの組合のほうに納付させていただくということになります。ただ、この超過納付につきましては、この上のほうの前段の積み立て基金となりますけれども、この積み立て基金を積み立てていく中である程度の額を確定した中で、特定目的基金ですので、この中である程度参考にしながら超過納付の部分については、別に要は積み立てておくということで、これはいわゆる財政調整基金の役割と同じような役割を果たすわけですけれども、年度間の調整でもって自由に出入りさせていただける基金という中で、ここで積み立てさせていただいているということになります。

今現在、両方合わせて13億円を切るような感じになっておりますけれども、そういった中で、今、超過納付分についてはそういった基金の状況も加味しながら、残高もある程度見据えながら、ここの部分で調整をさせていただきながら基金と同様の扱いの中で積み立てさせていただいているというような流れになってございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●8番（南谷委員） まず、その上で伺いするのですが、上段のほうはそれぞれの目的が定められていると。それぞれの基金、平均の預け金利というのですか、これらについては、①のほうはおおよそどのくらいなのか。それから、②普通と超過納付のそれぞれの金利を教えてください。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 基金の運用につきましては管理会社のほうでやっておりますけれども、下のほうの超過納付の部分が財政、我々のほうでつかんでおりますので私が代表してお答えさせていただきます。

一般的に積み立て基金のほうにつきましては、その預け入れの期間によっていろいろありますけれども、一年定期、この部分でいきますと、27年度の実績として年間預け入れて、額にもよりますけれども、今のところ大体0.05%ということで、これは、今、超低金利時代ということでマイナス金利とも言われておりますので、これ以後についてはわかりませんが、27年度がそういった状況にあったということになります。

今度、下のほうの備荒資金組合のほうの状況ですけれども、これ普通納付金と超過納付金で率が変わっております。それで普通納付金については、今のところは組合のほうから示されているのが27年度実績として1.0%、おおむねです。1.0%。超過納付金のほうは0.8%ということで、利回りのほうはこちらのほうが良いような状況ですけれども、これはその組合のほうに預けているお金を、その中でいろいろやっておりますので、その運用益として積み立てる額に配分をかけるということでその率になっているということです。申しわけございません。積み立てのほうでもうひとつ、一般的なレートですけれども、今、運用されているのが0.025%ということです。済みません、先ほどは0.05%と申し上げましたが、これは一部であって、今、ほとんどの部分が0.025%で運用されているということだそうです。

●委員長（大野委員） 黙禱時刻が近いため休憩いたします。

午後 2 時42分休憩

午後 2 時47分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。

8 番、南谷委員。

●8 番（南谷委員） 随分、0.025。片方がその1%、0.8%ということになると大きな違いがあるのです。金利が云々とかということにはならないのでしょうかけれども、その3億という普通納付の部分が天井があるのであれば、1%のほうが良いのかなと考えたのですが、むしろ今までの経緯から、たまたまこういう数字、その率、低いほうに積んでいるけど、普通納付はある程度取り崩しに制限があるということで超過納付のほうに、皆さん単年度でそれぞれ苦勞してあれした財源を積んでいると私なりに理解をさせていただいたのですが、昨日の質疑の中でも町民にきちっと理解をしていただくという部分では、私もそのとおりだと思っておりますし、以前から全く同感でございますが、ただ、やはり厚岸町の人口、非常に将来展望も厳しいものがございます。2月末の人口、



現在9,961人。18歳までの人口が1,457人。将来推計、働ける人口というのは、この18歳未満の数字を見ても非常に厳しいものがある。そうすると、単年度でふとがっているということでは私はないと思うのですよね。財政の健全化という考え方について、きのうの答弁を聞いていますと、何かしないほうがいいのではないかと私なりに理解されがちなのですけれども、私はそれぞれのお考えがあるのでしょうかけれども、いろんな場合を想定して、きちんと健全財政をしていくべきだということの考えでございしますが、町長のその執行方針の中でも一番最後のほうの結びのほうでですね、第5期厚岸町総合計画に掲げた財政健全化を指標の目的達成のために努めると明言されておるわけですが、その辺の考え方に相違ないでしょうか。いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 限られた財源の中で財政運営をしていくということは、その中で財政をつかさどる者として、それは当たり前としてやっていかなきゃならないのかなと思っております。今回のこのレートだけを見ますと先ほど言った0.025と、例えば0.1%ですか、そういった額を見比べると、今の残高ベースで単純に計算しましても超過納付だけで計算すると12億なにがしが、部分で一般的な基金で運用すると0.025%ですので大体30万程度の預金、利子がつくという中で、超過納付にすると0.8と計算しても980万ほどの利率になるということなので、そういったものを考えると30倍の利息だけでも、そういった差がつくということですので、そういったところの運用も取り崩すことのないように、そこを確保しながらそこを有効に活用させていくという一方で、先ほどのご質問もあったとおり今後については財源が確保された中で、これに超過納付のほうに回せる場合があれば、そこをもって運用していきたいなということで、少ない財源の中でそこを有効に活用させていただくひとつの手段としてやっていきたいなと考えております。その分も補正予算として計上させていただきながら予算の中で審議をしていただいていることとなりますけれども、一般質問でもご指摘いただいた周知という部分、これは忘れることなく対応していきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●8番（南谷委員） 最終的にここの備荒貯金の残高が増えることが目的では私はないと思うのですよ。やはり今の町長、大変元気がいいですから、その適材適所、その事業の選択というものをしっかりやっておられると思うんです。投入するべきところはする。そうすると起債が増えますよ。起債の残高というのは人口減だから将来に負担を残す。この残高というものも注視していかなければならない。本来そういうことも含めて、どう活発そのまちづくりに努めていくかという原点では、ここの残高が増えることが私は主眼ではないと思うのですよ。それぞれまちづくりのために財源の投入、そして残高起債をなるべく将来に負担を残さないために、なおかつどっかで調整しながら単年度単年度、しっかり財政の健全化に将来方向に向けたやり方というのがやっぱり求められると

ということが、私なりの財政の健全化ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） これまでも、ご説明を申し上げてきておりますけれども、特に起債の残高、今の町長に、町長が就任されてからこれまで一般会計の起債の残高、約30億減らしてきております。一方、平成12年、三位一体の改革の名のもとにそれまで交付があった45億円以上の交付税が、一気に10億円以上削減された交付額になってきているということで、相当変動を強いられてきてまいりました。特に財政健全化の指標であります将来負担比率、これは数字上は特別問題視というか、危険な状態であるとかないとかという数字ではありませんけれども、全道のこの将来負担比率の状況を見ると、厚岸町は決してよろしい状況にはないと把握をしております、可能な限り将来の世代に、この借金を残すということをしてできるだけ抑えながら財政運営をしてかなければならないだろうなと思っております。

思っておりますが、例えば、28年からロシアの200海里におけるサケ、マス流し網が禁止されたということでもって漁業協同組合が事業主体となるさまざまな事業、これらは可能な限り国、それから北海道の支援をいただいて事業を推進していけるように町長先頭に立って関係省庁に出向いておりますけれども、それら以外の部分で財政需要が出てくる可能性が、今後あるかと考えておりました、それも有利な起債、これを発行できるようにこれも関係機関に強く働きかけていって、仮に起債残高が横ばい、もしくは若干増えるかもしれませんが、そうなったときでも後々交付税で裏打ちされた有利な起債を獲得できるように今後も努力続けてまいりたいと、そのように考えております。

それから、先ほど12番委員のご質問のときにも税財政課長がお答えしておりますけれども、国は一般財源を確保すると。ただしこれは30年までですよ。その後は保障できませんというようなことも言っているようであります。国、地方合わせて1,000兆円超える借金がもう既に我々の国民の背中に押しかかっているわけでありますから、国全体の経済が好循環していかないと大変なことになるのではないかとということも頭に置きながら、ただただ借金を減らすこと、あるいは貯金をためることということだけではなくて、その中で適正な事業を選択しながら行財政を進めていかなければならないだろうと、そのように考えております。

●委員長（大野委員） ほかがございますか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ9目会計管理費。  
ございませんか。

(なし)

- 委員長（大野委員） きりがいいのでここで休憩したいと思います。再開は3時半からいたします。

午後2時58分休憩

午後3時30分再開

- 委員長（大野委員） 再開いたします。

10目企画費。

5番、竹田委員。

- 5番（竹田委員） まず、あの友好都市交流事業参加の助成について少し詳しく教えてください。

- 委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） 友好都市交流事業参加助成についてのご質問であります。

厚岸町は山形県村山市と友好都市関係にあるのはご存じのとおりでございます。こことの提携を結びまして、新年度で25周年を迎えます。それと、実は村山市で28年度において、その友好都市の提携の大きな理由であります江戸時代に厚岸町を拠点にして北方の探検をされた最上徳内王、この方は村山市ご出身でございますけれども、この方がお生まれになってから生誕260周年を迎えるということで、村山市で大きな記念事業を考えているということでございます。そこに友好関係にある厚岸町の方々をお迎えしたいというご案内が来てございます。まだ正式な文書でということではないのですが、そういうことを予定していますからということは去年のうちから伝えられてきております。それで、できれば厚岸町からの参加もお願いしたのだと。特別な関係でありますからお願いいたしますという形で伝えられております。

そこでこういった記念の年にはですね、何回か厚岸町から訪問団という形で村山に出向かせていただいて交流を深めさせていただいてます。今回も大体3泊4日くらい、それから大体募集人員は30人くらいを想定して訪問団を募りたいなと思ってます。それで、大体3泊4日で旅行代金は大体13万円程度になるかなという現在の試算でございます。このうち、いわゆる交通費、宿泊費、記念式典等、保険料等の合計額2分の1程度、5万9,000円程度を助成額として見積もらせていただいて予算計上させていただいているという内容でございます。時期は新年度の秋以降を想定されているという情報でございます。まだかちっと日程は固まっていないという情報でもございます。大体概要としてはこのような内容になってございます。

- 委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●5番（竹田委員） 公費を使っただけのこの予算組なのではけれども、連絡だけでそういった形で予算にのせて組めるものなのではないでしょうか。しかるべきそういった用紙というのですかね、そういうものがなくても連絡だけで公費をこういうふうにして予算は組めるものなのではないでしょうか。その辺の内容を教えてください。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 昨年11月に実は村山市で、ふるさとフェア村山というところで厚岸物産展を開催させていただいています。その時点で次年度の話が実は出ておまして、その担当の課長さんからは、その交流担当は、部署は総務課が村山の場合はしております。それと、最上徳内王の記念関係の行事については教育委員会の生涯学習課というところが、まずその生誕260周年のことについては行くと。それと、交流に関しては総務課のほうが担当しますので、総務課長さんからよろしくお願ひしますということはお話されております。そういった幹部の方がそういうお話をされているということですから、そういった前提の中で進めさせていただいています。そういったことをやるということは、村山も予算の審議があるものですから、そういった形でやるということもありますし、それから町の教育委員会の生涯学習課のほうにもその生誕のフォーラム、お客様を呼ぶフォーラムの概要案というのも教育委員会のほうにも伝わっています。私もそのコピーをいただいたりなんかして、これはその前提でも村山市自身が動いてるんだという情報のもとでの提案でございます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●5番（竹田委員） そういった書面できちっとしたものがなくても、予算をこういうふうに組んでも何ら問題ないということで認識していいんですか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） こういった形であくまでも予算は予定という前提で携わさせていただく場合もございますので、これは友好関係にある村山市さんからの話ですので、そこはやっぱり誠実な対応のもとで予算化も、こういった記念の年であるんだということを知らしめるという意味も含めまして、予定ではありますけれども、予算化をお願いしたいということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思ひます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●5番（竹田委員） 同じところなので、次に地域おこし協力隊についてちょっとお話を聞かせてもらいたいと思ひます。

地域おこし協力隊、協力隊員を呼ぶに当たって、この上尾幌のしいたけの一次産業、

これらについて地域おこしということに着目をして、そこを何とか地域おこしをしていただきたいというようなことの説明は、この協力隊のときには全くなかったのですよね。できるならば、1名、2名、3名というふうな協力隊の人配置というふうに考えているところで、住むところも住の江の部分の住宅を改修するというので、とりあえず住宅の部分についてはまた別に聞きたいと思うのですけれども、とりあえず地域おこし協力隊ということなので、厚岸町にとっては、今、しいたけの部分の産業がとても大変な状況にあるということで、ここの上尾幌の人口減と、それから高齢化率、本当にパーセンテージでいくと群を抜くくらい高い数字の高いところでもあります。しかし、ここの産業がしいたけしかない地域ということで、なおかつ釧路からも近いという、その利点もあるだろうと思うのです。そういった中でぜひ地域おこしの協力隊の部分については、この上尾幌というこのしいたけの部分で産業の一代を築き上げるというところまではいかないのかもしれませんが、何とかこの地域の疲弊を解決していったらいいなというのは、町も我々議員としても願ってやまない地域であるということ認識しているはずだと思うのです。そこのところを外さないでいただきたいと。お願いなのですけれども、そのところはどのようなお気持ちでいるのかお聞きしたいと思います。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 厚岸町未来創生総合戦略の中で、地域おこし協力隊員を10名、委嘱、この5年間の中でして、この厚岸町の人口減を少しでも救う手だてにということで提案させていただいているところでございます。

28年度予算についてはご質問者おっしゃられているとおり2名ということで、主に観光分野の支援をいただくということでございますけれども、次年度以降についてはどういう方面の支援員に来ていただくかということ、今、役場の中の課の横断的な状況の中でどういう活動ができるかということ、今、検討中でございます。その中で、ご質問者おっしゃられる上尾幌地区のしいたけの支援については、具体的に担当課と膝詰めでどうだろうか、この分野ではというお話は担当レベルではさせていただいてます。その内容自体を支援していただく内容をもう少し詰めるという段階になってますので、それは29年度以降の採用の中でということになりますけれども、その支援員の対象の中に、上尾幌のしいたけ産業の支援ということも、その検討の中に加えさせていただいているということでご了解いただきたいと思います。

主に先進事例では、やっぱり一次産業の支援というのが多く携わっている例が多いようございますし、またそれに限らず厚岸町ならではの取り組みというものもあるのではないかなと思います。そういった中では厚岸町における上尾幌のしいたけ栽培というのは特色のあるものでありますし、その上尾幌の地域の活性化を担っている産業でもございますから、何とかそこを取り組んでみたいと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●5番（竹田委員） 上尾幌の部分については本当に心からお願いしたい。上尾幌の人た

ちも今のお話を聞くと、本当に涙が出るくらいうれしいことだと思います。上尾幌に行くたびに何かこの地域に人が一人でも多く住められるような、そういった何か策を考えてほしいというのは行くたびに言われる地域であります。ほか行くとそんなに言われないのですよね。逆に誰も来なくてもいいというような、そういう地域もありますけれども、本当に上尾幌については、厚岸町として絶対になくしてはいけない地域というようなこともあります。

これから考えている中で可能なのか不可能なのかというのは全くわからないのですが、上尾幌のある人が、昔、産炭だった場所、この地域を何かの形で復活できないかというような案も出ています。そういったことから考えると、上尾幌、捨てたものではないのかなと思います。どういった方向展開でそのもともとあった産炭の部分が復活するとかしないかという、そういう考え方が正しいのか正しくないのか全くそれはできないのかできるのかも含めてしいたけど、それから産炭があったこの上尾幌のこの場所、そして産炭地域交付金が厚岸町にも相当金額入ってきて、それはもう上尾幌があったからこそ、厚岸町のこの経済の財政にも非常に役立ってきたものだと思います。そういった意味を込めて、ぜひ地域おこし協力隊の部分については、上尾幌も一番にとは言いませんけれども、ぜひ深く考えていきたいということをぜひ望みたいのですが、もう一度考えを聞かせください。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきたいと思います。

実は上尾幌が昭和39年に炭鉱閉山をいたしたわけでありまして。その当時の人口といいますのは2,233人でした。そういう中で閉山後における地域振興ということで平成9年に、きのこ菌床センターというのを開設をいたしたわけでありまして。しからば、現在の上尾幌の人口がどうなっているのかといえば、何と167人です。これは本年の3月1日現在です。そういう実態を考えますと、先般、南谷議員から地方創生に関する課題として上尾幌地区の振興策、どう考えているかという質問があったことはご承知のことだと思いますので、地方創生という立場からいろいろと上尾幌の振興策を考えてまいりたい。そのように思っておりますので、この点ご理解をいただきたいと思っております。

それから、地域おこし協力隊につきましては、先ほど課長からお話いたしましたとおりであります。当然それも含めて検討させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●5番（竹田委員） ぜひよろしく願いいたします。

この上尾幌については地域おこし協力隊がもし住むとなると、きのこの住宅が余ってます。これらの利用というのは可能なんでしょうか。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、その方たち自身が上尾幌のきのこ生産者となる場合は、当然利用の対象者となりますし、仮に生産者でない場合は一般の人として入居可能な状況に、今、規則条例等を整備しているところ、入れる状態になっているところでございます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●5番（竹田委員） 住むところは、その部分については安心できるということだと思います。ただ、誰が好んで上尾幌の山の中に、不便な場所に住んでくれるのかという不安な要素は確かにあると思います。しかし、そこを、だからこそその場所に住んで、この上尾幌を何とか活発、活性化させていこうという気持ちにさせるいい案が生まれるように協力隊を探すということを望んでお願いをしたいなと思うのです。

説明では、住の江の住宅、改修2棟分ということだったのですが、これは地域おこし協力隊のそのかかる金額については、一般財源になってはくるのですが、実際、その地域おこし協力隊に対しての国からの配分というのは、どのくらいの金額が入ってきてどのような手当てがされてくるのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

また、その住の江の住宅の改修の2棟分、これ地域おこし協力隊が終わった後、どういうその管理がされてくるのか。そして地域おこし協力隊がたまたまそのままこの町が好きになってずっと住んでいただけるというふうになれば最高のことであるわけです。それは町側もそれを当然望んでいることだと思っておりますし、そうでなければこの地域おこし協力隊の意味もないのだらうと思うのですが、万が一その部分の改修した後、この地域協力隊が国の支援を得て、3年でしたっけ、説明では。何年なのか。その辺も詳しく教えていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 地域おこし協力隊の活動に対する国の財政措置というものがございます。これは活動費に対して特別交付税措置ということで上限が1人当たり1年間400万円ということで決められています。

住宅については、これはハード整備ということでこの対象にはなりません。ただし、住宅を活用して管理費だとか、そういうものはなるのですね。ただ、改修費はちょっと上限が400万円なものなので、それとハード部分には充てられないという扱いになります。財源的には、今の段階には一般財源にさせていただいてますけれども、特別交付税自体は一般財源ですので、そういう裏の財源として、裏というのはおかしいのですが、国からの財政措置はあるんだということでご了解いただきたいと思います。

それと、協力隊員は1年1年、身分上1年間の委嘱になります。それで、次の更新というのもよろしいということになってまして、最大3年間と。同じ人を採用と。ですからその3年以内に定住の道を探してくださいよという制度になります。それで、町とし

では、今、その戦略の中でこの5年間で10人という位置づけさせていただいてますが、おっしゃるとおり、その住宅に入った人が出るとそこは空き家になります。そうすると、次の方の住居ということに活用できるのかなと思っています。それで、この制度がもしずっと5年以後も、今の5年間の後も続くようであれば、それを継続して採用して定住化を図るという次の5年間の総合戦略を立てることになりますから、その中の位置づけの住宅ということで今のところは想定しています。そういう形ですね。そういう考えで住宅の整備についても考えているというところでございますのでよろしくお願いいたします。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●5番（竹田委員） 大体聞きたいことを聞いてきたのですけれども、これうまくいって地域協力隊の人が来て、この町に住みたいということで、間違っって漁師の道に歩いて漁師になる方もいるかもしれない。また、しかるべき試験を受けて厚岸町役場の例えば観光関係に類したそういう仕事に、あとは第一次産業に類したそういう仕事につきたいと、役場職員になりたいという方もいるかもしれない。それはそれでまた別の考えかもしれないですけれども、一般的にこの町に住みたいということで一般の仕事に定職、見合ったときに、今、2棟かもしれないけれども、当然足りなくなってくる場合も出てくるかもしれない。その後の町のその協力隊員に対する手当てというのですかね、考え方というのはどういうふうに考えているのかな。先をよく考えるとこういうふうになると思うのです。なってほしいですしね。その先を考えるとどういう考え方でいるのかなということをお聞きしたいと思います。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 28年度については2名ということで2棟の改修を、今、提案させていただいてますが、次年度以降も住宅が、次の採用の方のことを考えると必要になってまいります。その手だてとして、先ほど上尾幌の話はされましたけれども、上尾幌というのは、今、住宅ありますから、そこを活用するということは想定しておりました。町の中はまだ不足していますから、その手だては、今。教員住宅が実は空き住宅がまだあります。今、想定しているところも、住の江の病院の集会所の近くの2段になっているところの、1段目は教員住宅で使われてますけれども、上の段のところには4戸あるうちの2戸を使わせていただきます。もう2戸も、そこも活用してもいいですというお話は教育委員会から伺ってます。そこはまず活用できるところかなと思いますし、あと必要な部分は町の中にまだ想定できる場所があるので、実際に住宅を確認しながら、それと実際の工事をやっていただく建設課に建築士がおりますので、そこにきちんと確認していただいて使えるかどうか確認しながら、予算案については議会に提案させていただいて進めさせていただければなと思っています。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。



● 5 番（竹田委員） 地域おこし協力隊の方に民間の建物というのを直していただいてそこに入ってもらおうという、それからアパートの活用とかもあると思うのですけれども、そういうことは全く考えてないということなんでしょうか。

● 委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

● まちづくり推進課長（小島課長） そこは全く考えていないわけではございません。今のところは空いてる公共施設の有効活用としての視点もやっぱり大事なかなと思ひまして、そこをまず提案させていただいてますけれども、民間住宅も今後の展開の中でお願いする場面があるかなとは思っているんです。ですから、既存の町の住宅の改修と民間の住宅の借り上げ、これも両方検討しながら今後進めていきたいと考えております。

ただ、今、全体の改修可能な調査を28年度でまず進めさせていただいて、その検討の中で今後どうしていくかという中で民間の住宅の位置づけというの、活用できるのかどうなのかということもあわせて検討していきたいなとは思っています。民間の住宅もタイミングよく空きがあればいいのしょうけれども、そのタイミングのそのはかり方も難しいかなとは思っておりますけれども、そのあたりは柔軟に考えていきたいと思ひます。

● 委員長（大野委員） 5 番、竹田委員。

● 5 番（竹田委員） 空き屋対策ということも懸念されている一つですよ。そういった部分でまだ住めるのに空き家があるということで、そのその民間の部分で空き家対策の解決策としてその部分を考えていってほしいなというふうにもまず一つあるんです。それともう一つ、教員住宅ですか、教員住宅も町の一般財産管理にならないと一般の方に貸すということはできないですよ。それらについては、その一般財産の管理になったところだけを改修して貸そうという考えなのでしょうか。

● 委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

● まちづくり推進課長（小島課長） ご質問者おっしゃられるとおり、民間の空き家対策というの重要な行政課題として浮上しつつあるのかなと思ひます。その件については、今、建設課のほうで鋭意検討中でございますから、その部分の活用というの今後の将来の展開の中では出てくるのかなと思ひます。それと、教員住宅の財産の問題ですけれども、今、改修しようとしているところは教育財産になっています。それは、今後教員住宅としての使用の予定は全くないということですので、そこは教育財産から外させていただくという形になります。教育財産から町長部局管理の普通財産のほうに移管させていただいて、これは建設課の今度は所管になるわけですが、そういった形、普通財産にした上で改修工事に入らせていただくという手続に入らせていただきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●5番（竹田委員） 民間のその空き家対策の部分については非常に時間がかかるというふうに思います。お願いしてそこを借りられるかどうかというその結論に至るまでも時間がかかると思います。両方時間かかると思うんですね。できれば、空き家対策ということも考えながら、その部分については時間をかけずに早急にやっていただきたいなというお願いをして終わりたいと思います。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 空き家対策においては、先般、厚岸町役場内部の連絡体制を整えさせていただいたところであり、新年度からその空き家対策を具体的に進めてまいりたいと考えております。そういった中で町民からの意見も聞く場合も当然出てまいりますので、そういった広く意見を聞きながらその空き家をどうするかということ。今のご質問の空き家を鋭意活用するためには、提供していただくためには、もしかしたら財政的な支援も一緒に考えていかなければならないと考えておりますので、具体的な時期は申し上げられませんけれども、必ずその検討には避けて通れない課題であるかなと考えてございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●12番（佐々木委員） 委員長、済みません、未来創生会議のところなんですけれども、厚岸町のだけのことでなくて総合戦略ということで質問させていただいてもよろしいでしょうか。

●委員長（大野委員） はい。

●12番（佐々木委員） それで、先日、創生会議での主な意見書ということで資料を出していただきました。ありがとうございます。それで、まずこれ読ませていただきました。本当にあの町民の皆さんすごく考えていらっしゃるなと思いますし、これまでにこういった会議に参加をしてこなかった新しいメンバー、若い方なんかも参加してすごく活発な議論になったという話も聞いています。その中でいろいろな事業を、今、計画をされています。その活用というのが、地方創生推進交付金というところの活用になるかと思うのですが、この交付金について、総理大臣の認定を受けた事業に対して交付されるということで、裏話的にもなるのですけれども、やはりこの認定というのがなかなか難しいと。それで、ほかの自治体さんなんかでも、この認定に至るまでに大変なご苦労をされているというような話も聞いておるのです。その認定との関係というのですか、それについてお伺いをしたいのと、同時に、それにかかわってせっかくこうやって皆さんいい意見を出されていると。国の認定するものしか受け付けら

れないよと、万が一そういうことになったら、要は国の予算がつくもの優先、予算がつくものありきというところで財源確保というのは確かにすごく大事だとは思いますが、すけれども、こういったいい意見が出されていると、そういうのが結果的には採用されないのではないかという懸念なんかもあるのですけれども、その点についてはどのようなになっているのでしょうか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ご質問者はよく情報をご存じだと思います。まさしく、その国が創設した交付金については非常に申請認可のハードルが高いという状況になってます。何せ28年度の国の予算は1,000億円しかありません。これは都道府県分も入っているのです。それと、1,799の市町村。合わせての話なのですね。しかも、事業種の2分の1交付です。対象は、今、各省庁でいろんな各種、補助金、交付金制度持ってます。それに合致しないものなのですね。合致しないもの、しかも横断的、各省庁の縦割りを横、串刺しするような提案をしてくださいということなのですよ。そうすると、新しいものに取り組みないと対象にならないということですよ。それと、将来的には自立、その事業を自前でやってくださいということなんです。ずっと国で支援しますということではないのです。どこの町もその部分で非常に思案してます。うちの場合はですけど、それと、この地方創生に絡む部分の交付金はそういう形になってますけれども、これだけでは当然、人口減少問題には対応できません。そういう形になります。

うちの場合も、今、予算、資料でお示しさせていただいているのですが、総合戦略予算、28年度だけで33億円です。これは投資も入ってるわけですが、そのうち新規事業として27億円。一般財源の部分、5億3,200万円、これ起債も含めてですけれども、入れさせていただいております。表記させていただいております。厚岸町の場合は、ここは有利な起債と、それと一般財源の組み合わせで執行させていただくというのが28年度の予算案になってます。最初からそこ頼らないでと。まずは取り組んでいきたいと、そういうことです。最初から交付金をあてがうと、今、手続き新年度に入ってからのことです。ですから、そこはだめだったら財源的に穴があいてしまいますので、それとさっきの非常にハードルが高いということもありまして、ずっと続けるのでしたら、一般財源でやれるという部分を根底に置いて進めたほうが自分たちの意識も高まるのではないかという考えもありまして、今の考えとしては一般財源で対応していこうということでの考えで、まずは28年度スタート切らせていただけないかなという提案でございます。

これから息の長い産業になりますし、対策になりますし、財源も必要に応じてずっと財源手当も必要になってきますら、国は午前中、税財政課長も言ってたとおり30年度までは一般財源は、町の一般財源は何とか確保しましょうと言ってますけれども、その後は担保してません。ですから、自前で何とか安定した財政運営をしつつ、この人口減少問題にも対応していくということを考えていくという姿勢で臨みたいと思います。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●12番（佐々木委員） 大変堅実な運営というのですか、考え方だと思います。それで一般財源とか起債とかを活用してということで、それでここには特別交付金が活用できればそれを活用していくということですか。あくまで前提が一般財源とか起債ということで押さえてよろしいのでしょうか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 28年度がスタートした段階でいろんな情報が入ってくるのだと思います。例えばこういう事業は採択になったとか、それに付随して類似事業もという例示が示されてくると思います。ですから、その交付金の活用については諦めたわけではございません。そういうチャンスがあれば手を挙げて獲得にも向かっていきたいと思えます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●12番（佐々木委員） わかりました。

堅実にやって交付金も使えればと私も思います。それで、この1件を見させていただいて、先ほどから上尾幌の話なんかも出ていますけれども、やはり未来創生まちづくりということでは、やはり町民の皆さんとのネットワークというのでしょうか、評論というのがやっぱり欠かせないものになってくると思うのですね。町だけでもできない、民間とか町民の方だけでも地域だけでもできない、そこはやっぱり協働でつくっていかなければいけないというものになってくると私は捉えているのですけれども、これからの協働のあり方というのですか、進め方というのですか。何かかそれについて協働してこういうもの進めていくんだとか、そういった考えというのはあるのでしょうか。すみません、何か雑駁な質問なのですけれども。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 若狭町政のもとでは協働のまちづくりということで、ご質問者おっしゃられることについては以前から取り組まさせていただいております。この地方創生についてもそういう考えを根底に持って作り上げてつたものがございます。未来創生推進会議はまさしくその町民の各層、各階位の若手の方から専門的な産業だとか、そういう分野の方だとか、方々が集まってご議論いただいで組織させていただいているものがございます。この方々は、今、2年間の委嘱になりますので、新年度においては皆さんが出された意見を踏まえて、この総合戦略がどのように進行していくのかということも確認させていただく組織にも位置づけさせていただいてますので、まさしくそこは住民の皆さんと、それからそこに入っている皆さん

が横のネットワークがそこにまずできつつあるのではないかなと思います。それを今後の展開の一つの力にして、それだけではありません。力にして進めさせていただくという考えは持っていますので、それ以外にも推進する段階でいろんな形が生まれてくるのだろうなと思います。事業の中にも協働してやる部分も入ってますけれども、逐一説明するということになりますので、そういう考えは根底にあるんだということでご了解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員）　ほか、3番、堀委員。

●3番（堀委員）　私も地域おこし協力隊で質問させていただくのですが、一般議案の中で報酬の改定、これに係る報酬の改定があって、そのときの議論の中でもされてたのですが、私もやっぱり懸念を持つ一人として、あまりにもこの今回のこの地域おこし協力隊が広い命題に対して重い課題を持たせる中で、その上で成果を求め、成果がなければ、はい首ですよというような形の中で非常に大変な、これをやろうとする人は大変だなと本当に思うのですが、一般議案の中でのその説明の中では、コンキリエの中に事務所なりといったものを設けた中で厚岸町全体のその活性化、そういうものにやるんだと。コンキリエの体験メニューなども創作したりとかというふうに言っているのですが、地域おこしなので、私はもっと狭めたところを対象にしたほうがいいのだと思うのですよ。

この地域おこし協力隊自体が、私たち地元民では発見し得ない新たな魅力、その地域の新たな魅力というものを、その外部の人がその地域に入ることによって新たな魅力を発見し、それを活用して新たな地域の魅力として育て上げていくのだというのが主眼であったはずだと私は思っているのですよね。そのために町外から人を入れているのですから。単純に町の活性化だけをやろうと思うのだったら、町民がそれに担当する者としてやっても変わらないわけなのですから。そうじゃない、こうやって外部から入れるというのは新たな発想、新たな着眼点の中で地域に埋もれた財産というものを活用してもらおうというものがあるんじゃないのかなと思うのですよね。と言ったときに、この今回の2名が厚岸町の中で観光発展に、観光と言ったって当然海もあれば山もある。いろんな部分、幅広い中でやっていかなければならない。それらをこの1年間なりといった中で成果を出すというのはほどほど難しいのではないかなと思うのですよね。

といった中では、例えばその5番さんが言われていましたけれども、上尾幌なら上尾幌という、その限定した地域の中に入っていただいて、その地域の人方と一緒にいろいろなことをやる。その地域の中でその上尾幌なら上尾幌の人方では今まで気づかなかった魅力、そういうものに対して新たな着眼点での活性化を図っていくという、もっと狭めてやったほうがいいのではないのかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

このままでやって成果がでなければその後の2年目、3年目においてもやる必要があるものを非常に疑問視しなければならなくなってしまうということの中では、どうなのかなと本当に思うのですよね。ただ、それでは地域にただ入れればいいというもので

はないと思うのですよ。当然受け入れる地域側のほうも、受け入れて町、地域を活性化させるんだ、そういうものを協力しながらやっていくんだという気構えが、やはりその受け入れる側の地域においてもなければならぬでしょうけれども、やはりそういうものでなければ本当のこの地域おこしといった中の協力隊の主眼というものを、目的の達成というものはできないのではないのかなと思うのですけれども、本当にこのままの段階で28年度このようにやって大丈夫なものなののでしょうか。これについて。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。この地域おこし協力隊というのは平成21年から始まっているのです。今、始まったわけではないのです。そういうわけで先進地、当地域、近くでいいますと弟子屈、白糠、鶴居が既に始まっているのです。あくまでも、その目的は定住なのです。人口名所に対象する一つの手法として目的は定住してもらおうと。そして、1年から3年かけてその仕事をしてもらおうと。そして、これはいいなと、自分で今度は独立したいと。要するに起業したいと。起業というのは起こす業です。それに対しましても、国からも交付金が出るわけです。ですから、そういう制度でありますので、我々はこの制度を利用していろいろな面で町の活性化を図っていこう。または、人口増を図っていこうという趣旨でございますので、どうかそういう点で、極めて私はこの制度を厚岸町としてはもっと早く利用すべきではなかったのかなと、今、気してるのですけれども。しかしながら、厚岸としても将来10名を目標にしてこの制度を利用していこうということでございますので、この点をご理解いたしたいと思います。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●3番（堀委員） そうすると、地域おこしと言いながらも定住対策なんだよということなんですね。どういうものなのかなと。その本来の地域おこしといった中で、定住対策はまた定住対策として確かに大事でしょうけれども、それよりも疲弊する地域の活性化、これもやはり大事なことなんだろうなと思う。それが一遍にできるんだという町長の判断なのではしょうからわかりました。

ただ、今度、定住対策としての話になるのですけれども、今度その地域おこし協力隊員、25万円ですよ、月額。最長3年間終わった後、地元に残っていただきたいけれどもそうじゃない人もいます。この3年間終わったときに、それでは町内の現在の企業の中で25万円の給料もらえるところ。就職先として町が紹介できるような企業というのはどれだけあるのでしょうか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） この報酬、非常勤特別職の報酬25万円は年収にすると300万円相当に値します。ボーナス的なものはないということですね。ですから、

役場の職員の給与水準からすると、大卒で役場に入られて3年から4年目にかけての年齢に相当すると。まだ20代後半程度ということになります。定住の仕方はいろいろあります。企業に就職する場合もあるし、自分で起業、何か商売を見つけて見つけるか、起こすか、そこに定住の収入の道を自分で確保してその町で過ごしていただくと。実はその起業するに当たっての支援も特別交付税の措置の対象にもなっています。そういったことも想定した制度になってるわけですね。ですから、あまりにも確率的に、こうだあだと決めつけているわけではないということがまずベースにあります。

それと、今回の場合、新年度予算で想定しているお二人の場合は、味覚ターミナルコンキリエをベースにして活動していただくと。その後はその人の気持ちと、それから株式会社味覚ターミナルというところがその人材の養成を確認して、相思相愛の関係になれば正社員化というのも想定の中に入れていくということです。ですから、募集の段階では、成功する秘訣は、質問者おっしゃられるとおり、何か漠然とした業務を提示してもなかなか集まらないと言われていています。いわゆるその人がその地域に行ってどういうことをやるのかというのが漠としてイメージできないと。それからそういう知らないところに行っても、果たして自分は生きていけるのだろうかということがイメージできないとも言われています。それは、失敗する例の例示として出されています。ですから、今回の場合は味覚ターミナルの2階の喫茶コーナーを、あそこを活動のひとつの拠点として、あそこの施設を新たな魅力を付加する使い方を考えていただくかが一つの命題です。その中でコンキリエの社員の皆さんと色々なやりとりがあったり、一緒に活動も当然入ってきます。

それから、もう一人は体験観光のメニュー、今、あざらしウォッチング、それからカヌー体験、それから、今、非常に盛んなのが漁業協同組合のあさり島を使わせていただいて、あさり堀り体験というのがものすごい、今、人気メニューになっています。それで、もうそこに人の配置が非常に大変になってきてます。ですから、その支援をお願いするということで、この方にはアウトドアガイドの資格も取っていただいて、その体験メニューも合わせて何か開発というのか、そういうのもしてもらえないかなと思っているんです。例えば、カキ剥き体験とか、カキを剥ける人というのはなかなかいないと思います。剥けるとすごいというふうに、できない人からは見られるんだろうなど。例えばサンマの刺身づくり体験だとか、意外とこういう一般の家庭でやっていることが、体験していない人には何か新鮮で人気が出るそうなのです。例えばそういうことをやるのも一つのアイデアではないのかなとは思っております。

そういう形でまず取り組まさせていただけないかなということなんです。これはご質問者おっしゃるとおり、本当に来ていただけるのかなと我々もわかりません。本当に。だけど努力はしたいと思います。募集するに当たっては。そういういい方に当たったならば、最大限温かく支援するというのも大事なかなと思います。例えば、私もこの歳になりましたので、かなり新採の職員も何人も同じフロアの中で仕事した経験あります。やっぱり大学卒業したとしても、やっぱり全くの何もわからないで入ってきてるのですね。学問はあるかもわかりませんが。やっぱりひとつひとつ優しく教えてあげて、ひとつひとつ自信を持っていただいて、それから町の出身でない人は、ほかから来たなら初めて厚岸に住む人も最近は多くいます。生活もこうするのだよ

とかって教えてあげるだとか、そういう温かい支援いうのも大事なかなとは思っています。

それから、社会人で何年か経験した人も役場に来てます。その人も社会人経験あるからすごい能力あるんだろうと思っちゃうと、その人にすごいプレッシャーを与えてしまいます。その職員に。やっぱりその人にとっても厚岸町役場というのは初めての経験だし、新採と同じレベルで最初は温かく見守って教えてあげる、支援してあげるという感じをつくって地域で育ててあげるというイメージですよ。支援より。そして、ここだったら長く住んでいけそうだなという雰囲気、そういう抽象的にはなりませんけど、そういった地域の温かい見守りというのですかね、そういった形も大事ではないかなと思ってます。すみません、何かその取りとめもない話になってしまって、イメージ先行なのですけれど、何とか努力してみたいと思ってますのでよろしく願いいたします。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●3番（堀委員） それではちょっと今回の2名については、3年間真面目に働くと株式会社味覚ターミナルコンキリエのほうで採用もできる、そんなのは募集要項に載ってくるのですか。そういうふうにはできないと思うのですよね、当然。そこら辺はどうなのかなと思うのです。今からそういうふうに言って真面目に働きさえすれば、その後の就職口というものがきちんとあるんだ、それは具体的に、ここだここだという、ここですということが言える状態、私はそうではないと思うのですよね。だから、いろいろな町内でやって、でも今回の25万円というレベルにしたことによって、町内でほかのところに働くその門戸というか非常にハードルが上がってしまっていると思うのですよね。だから全然答えてないのですけれども、町内で25万円支払ってくれるようなところはどこがあるのだと言っても全然答えてくれていないのですけれども、そういう検討をされないではからコンキリエのほうで味覚ターミナルコンキリエのほうで雇うこと、真面目でいい人さえいれば雇うのだということをはなから検討されているから、ほかの町内の状況というものを全然考えていないでいるのだなと思わせるのですよね。やはり、それはちょっとどうなのかなと思うところとしてあります。

ただ、今年こうやってやってみなければならぬ。そして、育てていくんだと言っていますけれども、そんな悠長で、確かに定住対策ですから、そういう面もあってもいいのかもしれませんが、少なくとも税金なりを投入して給料を払って仕事をしてもらいますから、そんな悠長に1年、2年育つのを待つ、そんなふうには私は言えないと思うのです。それであれば町職員もその分雇って、その専属にやらしただけがまだいいんじゃないかなと思うのですよね。本当にそんな悠長なことで人を育てていく、温かく見守る、それでいいんでしょうか。もうそれでやるんだというのでしょうか。私はもっとこれについては、やっぱりやる以上は定住対策としても必要ですけれども、成果というものをきちんと求めなければならぬと私は厳しく思っておりますので、やはりそこはもう少し考え方を改めてもらわなければならないのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それと、議案第32号の参考資料の中に、地域おこし協力隊の推進に向けた財政措置



についてということで、先ほど来ご説明があった交付税措置関係のですね。この丸印の3番目、地域おこし協力隊最終年次または任期終了翌年の起業する者の起業に要する経費というものも財政措置しますよという、1人当たり100万円を上限と。特別交付税ですけども。というものを、例えば、今回働いてすぐに起業しようという場合、1年1年の任期ですから、3年まではいなくてもいいと思うので、この半年なりいた中ですぐに起業しようと言ったときに、今現在でこういうような形の中で経費を負担する、融資をしようと言ったらいいのか、そういうような制度というものはもう既に厚岸町の中ではできているのでしょうか。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 未来創生総合戦略を作成するに当たって、いろんなその組織で若い人を採用しても辞めてく人がいると。それは、かなり高給と言われる、給与が。団体、一次産業のもあるんですね、現実的には。そこに就職したら、もううらやましい限りだろうなって。周りに思われるような職場でも1年に満たないで辞めてく方がいらっしやると。本当に驚いた経験をしました。

それと、町内の企業でも若い人の定着がない。それから、募集しても集まらないというところもあるんですよ。その中の一つに、実は味覚ターミナルコンキリエもあるのです。そこも、幾らハローワークに求人かけても本当に来ないそうです。今はパートだとか、そういう人たちでつないで何とかしのいでるし、それから幹部の方々はほとんど無休状態に近いようですね、ずっと。ですから、人材は欲しいのだという話、まずはベースあります。ただ、その採用を確約するものでは当然ありません。ありません。最初から。そこは、私、何回も言っていますけれども、相思相愛の関係になった場合です。コンキリエを活動の拠点にしても、違うところに就職する場合は当然あるんだと思います。それは職業選択の自由というのはご本人にありますか、それは自由です。そういった関係の中で何とか成長を図っていききたいということのこの制度の利用だと、そういうベースにあるんだということをご理解いただきたいと思います。

それと、次の起業するときの町の支援制度というのは当然まだ設けておりません。設けておりません。ただ、地方交付税の制度上、こういうものは交付税措置の対象になるのだということで、財源はここで手当てはできるのだということで、将来そういうことをやるかどうかというのは検討の範疇には入れておりますけれども、今はまだその制度は当然まだ持ち合わせておりません。そういう形の中でのスタートではありますけれども、いろんな組み合わせの中で職を見つけていただくとか、自分で起業していただくとかいろんなパターンがもう全国でありますから、その組み合わせの中で厚岸町としてもいい方向性に持っていきたいと進みながら検討して、隊員数を増やしていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●3番（堀委員） ただ、その融資制度については、この地域おこし協力隊やる以上

は、やはり持つておかなければならないのではないのかなというふうに思うのですよね。100万円上限に特別交付税措置もされるわけなのですから、今年度中にもやはりその制度というものをしっかりとつくり上げて、来年度以降その年次切りかえのときに、私、そうではなくて、厚岸町で新たなものをすぐにやりたいんだというようなときにも、対応できるようにはしてかなければならないのではないのかなと思う中では、やはり今年度中に、今年度というのは28年度中にやはりつくっていただかなければならないのではないのかなと思います。

あと地域おこし協力隊のその住宅整備で、先ほど5番さんのところでもいろいろ話は出たのですけれども、なかなか民間のアパートなりの空き家状況ところと、こちらが借りたいときの時期が合わないんだというような話があったのですけれども、それは何だかんだ9月からとか、10月からとか、4月からとか、そういう年度のきりのいいところ、こちらの都合で空き家を探すからないのであって、もっと例えば3か月前とか、12月とか1月ぐらいから借りていてもいいではないですか。そして、4月から入るためとかに、その分あれしますけれども、2,000万とかもかけて住宅を直すという投資をするくらいならば、むしろ三、四カ月分くらいの家賃が結果的には、その間はあれかもしれませんけれども、ずっと投資としては少ないのではないのかなと。何でもかんでもきりのいいところから、計算のしやすいところからやるからそういうことになってしまうんであって、今から、例えば半年後のために借りてたっていいと思うのです。この3月には当然空き家というものが人の動きもありますから、そういったものでも対応はできるのではないのかなと思うのですけれども、そこら辺については検討はできないのでしょうかね。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 起業するに当たっての町の助成制度、それについては検討してまいりたいと思います。ですから、検討の中に入れていくということをご理解いただきたいと思います。

それから、住宅については、まずその採用するタイミングが町は、例えばですよ、今、想定しているのは9月1日と思ってますが、手を挙げた方でぜひ厚岸に来たいという方が、今、職を持ってて、その職を辞するタイミングというのもあります。これは、あちこちで聞かれる話なのです。今、たまたま辞めて何も職がないのだという人ばかりではないということですね。いつでも行けますという人ばかりではないということもあります。

それで、これ本当いろんなパターンがある中で柔軟性を持って対応していかなければならないかなとは思っているのですけれども、住宅改修に当たっても、アパートについても検討いたしました。先ほども申し上げましたけれども、公共施設の有効活用の視点も大事だなと。ここはご理解いただきたいと思いますのですけれども、確かに金額的には多額と見られる部分もあるかもしれませんけれども、あれを、住宅をいずれ解体するとなると、ブロックづくりということで普通の木造よりも解体費が高くつくと言われています。仮に、200万円だとすると、今、整備費が1,000万円ですから、1戸。

差額800万円。これはブロックづくりで建築士の方の見立てだと最低20年は使えるようになるということです。そうすると1年当たり40万円くらいになります。割ると、1年当たりのコストが。民間アパートも私のところの若手の職員入っているアパートは5万5,000円とか、5万8,000円なんです。月額。そうするとそこを1年間借りると、仮に5万円だとしても年間60万円ですよ。年間コストにするとちょっと高いかなと。これはトータルコストでの話ですから、一概に最終までいったときにそうなるとは限りませんが、ある程度これは見合う数字ではないかなということと考えさせていただきました。

ご質問者おっしゃられるとおり、民間住宅の活用というのは、先ほども5番委員さんもおっしゃられましたけれども、検討していないわけではないということであり、全部が全部住宅改修してそこでできるとも思っておりませんので、いろんな組み合わせの中で住む場所を確保させていただければと思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●3番（堀委員） わかりました。ただ、直そうとする旧教員住宅のところの裏手には山の中、山に見えて、実は中にはコンクリート構造物が入ったものがありますよね。といったところには、もうそれは当然相当古い構造物であって上の大地に乗ってしまうと、万が一にも人が落ちるような可能性のあるようなところだと思うのですけれども、そういうようなところの現在、危険性というものをやはり考慮した中で、あれらの施設というものが考えられたのかなというふうには。それについてはどうなのでしょう。

あそこだと、地元の人方は結構あそこには、ああいうものが山の中に入っていて、上には穴があいている場所も何か所かあるようなということはわかっていて、危険だよということはわかるのでしょうけれども、町外から来た人、何もわからずに、いつのまにかいなくなってしまう、どうしたんだというふうなこともないように、しっかりと安全管理というものがされていなければならないと思うのですけれども、当該地の周辺はそういう危険性はもう既になのかどうなのか。それについてはどうなのでしょう。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 当該地は、住の江のあそこの一つ目の段が教員住宅として、今、使われています。その二段目になりますので、二段目の教員住宅の背後地にご質問者のおっしゃられる施設があります。私も確認しております。そこは、たしか自治体かどこかで前を塞いで、たしか危険という表示をしました。それで、入る方にはこういうのもありますからというのは当然お伝えしようとは思いますが、あれが、建物が誰の持ち主でどうなっているのかってわかりませんが、何か話によると戦前からある防空壕ではないかというお話をちらっと聞いたこともあるのです。

けども、ですから、戦前からある建物だと。ということで、そこの施設と住宅との間  
はもともと教員住宅として使われていましたから、ある程度の幅もあって、車ももち  
ろん通れる幅ありますので、そこはそういう危険なところなので、そこには行かない  
ようにしてくださいというのはお伝えしたいと思いますので、その辺は安全管理も徹  
底してまいりたいと思います。

●委員長（大野委員） ほかがございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

11目財産管理費。

12目車両管理費。

2項徴税費、1目賦課納税費。

3項1目戸籍住民登録費。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

2目道知事道議会議員選挙費。

4目町議会議員選挙費。

6目参議院議員選挙費。

8目海区漁業調整委員会委員選挙費。

進みます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費。

6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） ここで、学校基本調査というのが入ってるのですけれども、こ  
れどんなものなのでしょうか。その内容について簡単に結構ですからお知らせいた  
ければ。

●委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 学校基本調査におきましては、毎年5月1日を  
調査日としてその自治体にある学校施設を、これ幼稚園も入ります。それから、小学  
校、中学校、高校と、学校と名のつくもの対象にして学校数だとか、そこにいる児童  
生徒数、教職員数、そこの建物の面積だとかもろもろのその学校に絡む調査をして  
おります。この調査は、実はその町の普通交付税の算定の基礎数値になる大事な調査に  
なります。この数値を、例えばそこに数値としてとられるのは学校数、学級数、それ  
から児童生徒数ですね。これは、交付税の算定上の大事な数字になります。そういっ  
た重要性を持った調査であります。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

● 6 番（室崎委員） 幼稚園も入るのですよね。今、幼稚園が何か変わってきてますよね。保育所と幼稚園を一緒にしたような形のね。ちょっと、今、名前忘れたけれども、そういうふうに変ってきてても、これには関係なく元々幼稚園としてとらえるということですか。

それから、保育所は入らないのですか。

● 委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

● まちづくり推進課長（小島課長） 新しく、子ども子育て支援法の範疇の中で、お金の流れはちょっと変わりますけれども、幼稚園という位置づけは変わらない内容ですから、基本的にはここに入るものと考えています。ちょっと曖昧な答弁になるかも、入るという前提は文科省所管にはなるということですから、なると考えます。

● 委員長（大野委員） 6 番、室崎委員。

● 6 番（室崎委員） 議会のほうの立場でいえば幼稚園が入って保育所が入らないのは変な話なのですよね。基準財政需要額の計算するのであれば。ところが、幼稚園は文科省の管轄だし、保育所は文科省の管轄ではないから、だから計算に入れないのだということなのでしょうね、きっと。今の話聞いてればね。それで、幼保一元化になったらどうなるのだという。ちょっとそのあたりははっきりしないところもあるということなのでしょう。わかりました。

それで、今、これ学校がどんどん減ってきますよね、どの町でも。厚岸ももちろんその例に漏れません。それから、子供の数どんどん減っていますね、児童生徒の数。こういうものがこの調査によって、ああ随分減ったなど。100人が50人になったなという、その分だけ地方交付税の基準財政需要額のその認定が減ると。これは仕方がない。こういうふうには押さえておけばいいのですよね。

● 委員長（大野委員） まちづくり推進課長。

● まちづくり推進課長（小島課長） 幼稚園のほうは学校基本調査の対象です。それから、保育園は当初のほうの別の、これは各自治体に対する調査で、こういった国の調査には載ってこないのですけれども、そちらのほうで調査がしておりますので、保健福祉課のほうで調査して、その園児数というのかな、その数も交付税の対象になっております。

ご質問者おっしゃられるとおり、その数が減っていけばこれは普通交付税の基礎数値になりますので、その数値にさまざまな補正率をかけて最後、単位費用という単価をかけて基準財政需要額というのが計算されますので、当然減っていきます。ただし、例えば統合になった学校はスクールバスを走らせることになります。実は、そのスクールバスも普通交付税の対象になるんです。そういった救済措置というのも交付税制

度の中にありますので、そういった面もご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 進みます。

6項1目監査委員費。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

2目心身障害者福祉費。

122ページまで進みます。

3目心身障害者。

2目。

6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） まず一つは色です。目に関するところで、これは今年の2月25日の北海道新聞に載った記事を、今、参照にしながらしゃべっているのですが、ここでは色弱者という言葉が見出しに使われておりますので、この言葉は使っていないのだなと思いましたが、今、その例に習いますので。色弱と言われる人というのは結構多いのですよね、率でいうと。男性は20人に一人、女性は500人に一人と言ったかな。そうするとその率で計算すると厚岸でも結構な人がいるということになるはずです。

前は要するに100%の能力がないと、色を感じることに。その程度の軽いのが色弱というような言い方をしていたのですけれども、今、だんだんわかってきたら、人間には色を感じる感じ方に大きく分けて三つか四つか、そのぐらいだったと思ったけれども、タイプがある。A、B、Cとタイプがあって少しづつずれてるのですね。8割くらいの人がAというタイプだと。それを健常者と称していると。数の問題なのです。それで、もう一つのBというタイプは、例えば赤という色を感じるのがちょっとこうずれていると。もう一つのタイプは、例えば緑という色を感じるのにAというタイプとはちょっと違う感じ方をするというような言い方をされてます。特に薄暗くなってきたときに赤い色をこう見る、そのことがBというタイプは非常に難しくなってくるのです。それでちょっと橙色を混ぜて国旗の赤のような色にすると、ぱっとわかるなんていうような話も聞いたことがあります。

それで、何でこんなことくどくど言うかということ、札幌市がこの色を使うものいろいろありますよね、ポスターを初めとして。そういうものときにそのA、B、C、D、Eとあるのかどうか私も詳しくないのですが、どのタイプの人でもよくわかるような色を選んだ色調にしてくいうことについての指針を、今、作っているのかな。まだ完成してないのではないかと思いますけれども。そういう指針をもう既にホームページに載せたのかというようなことをやっているのですが、この話は、実は札幌市の話は、私、初めてこの新聞で見たのですが、このいわゆるタイプの違う色の感じ方に対応するようなことは、実はもう何年も前に旭川市の旭山動物園の看板が既に

そうなっていますね。

それから、東京都の地下鉄がそうだったかな。何かどこかの地下鉄の配線図がそれになっているはずで、ということ为例に上げて厚岸町でも考えたらどうかということ提唱したことがあります。そのときの担当者の方は非常に力強い前向きな答弁をしてくださいましたので、既に厚岸町ではもうこういうことはやっているのではないかと思います、そのあたりを詳しくお聞きしたいのです。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 平成26年のときの議会でもってそのお話をいただいております。その後の対応につきましては、具体的にその色に関しての検討というのは実はしておらない状況でございまして、同じ2月25日の新聞記事を私も見まして、そういった対応が札幌市のほうでされてるということで、そのような情報については収集をしております。その中で、実は今後の課題としてもっております中に、4月1日から施行される障害者差別禁止法というものが施行されることによりまして、それに対応したものの検討も、今、必要になってきております。そういう中で昨年の12月に社会福祉センターのトイレの表示が見つらいということのお話もいただいております。そういうことでもって、そういうその障害者差別禁止法では、そういうものに対しての配慮というものをしていくということが必要になってきておりまして、そういう大きな課題を抱えておりまして、その中で今まで対応ができていなかったことについて申しわけなく思っておりますけれども、それらと含めて今年の検討課題と、今、捉えているところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） あのこういう話をすると福祉課単独の課題のように捉える動きが割と多いのですが、実はこれ全課全係なのですね。その全課全係にその意識がなければ一福祉課が一生懸命になっても、町から出てきた印刷物やそういうものには、福祉課が目通してたり、福祉課でつくったものだけは立派になっているけれども、あとは全然ということがよくありますので、そのあたりはよろしく願いたい。

それから、次に言おうかなと思っていた建物の関係については、担当者のほうがよくわかっているので先取りして答弁してくださりましたのでよろしくお願いします。

その上でもう一つ、耳です。聴力に問題のある障害のある方。これ結構いらっしやいます。人間も古くなってくると経年変化で、私なんかもだいたい耳が遠くなってきているのですが、こういう話は、今、ちょっと脇に置いて、うんとひどくなれば別ですよ。やっぱりいわゆる障害何級と言われるような聴力に問題がある方。これはたくさんいらっしやいます。ところが、四肢、手足とか、それから目、全く見えない方、白いつえをついて使いますね。白杖と言うのです。こういう障害の方は脇で見てわかるのですよね。ところが耳が聞こえないという方は脇で見ててもまずわかりません。だけに、どうしても救済がというか、周りからの手を差し伸べるのが遅くなりがちで

す。

それで、これはたしかNTTかどこかが印刷して全国に配付してくれてるはずですよ。厚岸町にも何部か何十部か来てますね。黄色い色だったかな、ちょっと今、私もあれなのですけれども、手帳のような格好してます。それを示すと私は、今、耳が聞こえないので助力してくださいというサインなのですね。そういうのに使ってくださいと言って、そこにはいろいろなそのことの説明が書いてあります。これが、厚岸町にも、今、言ったように何十部か配付されたと思います。

私、今、いわゆる目、耳、口の障害のある人たちの会と一緒にささやかな会をやっていますが、その会にも当時の福祉課から使ってみてはいかがかと何部かいただきました。それで覚えた。その当時は福祉課の窓口かなんかに置いてあって必要な人には配るといふようなことをしていたのだけれども、配られたという話もあまり聞かないし、ましてや健常者と言われる障害のない人たちの間にそういうものをPRして、実は障害のある人だけが持ってて障害のある人だけが知っててもまず役に立たないのですよ。世間一般みんなが知らないとだめなのですよ。そういうものについてのこの周知、啓発、そういうものはどのように行われておりますでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 私が去年の4月からの段階で承知している部分では、窓口においているという状況で、それを積極的にPRするという対応はできておりません。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） それについて、いわゆる今のご答弁の言葉を借りると、積極的に対応していくということは考えていませんか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 先ほど申し上げました障害者差別禁止法の対応の一つとして、窓口での対応ですとか、いろいろな面で配慮をするマニュアル的なものの作成なんかもそういう中では言われております。そういう中で、先ほどのものも含めて、今の手帳もそういった配慮をすることに役立つものでございますので、それらもあわせてそういう中で検討させていただきたいと思っております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） それから時間もあまりないので、ここの項目ではあまり長くやりませんが、実はこういう、何ていうのですかね、コミュニケーション器官とでもいいますか、目とか、耳とか、口もそうですよね。他人とのコミュニケーション、



情報を入れ情報を出す。その器官に障害のある方は災害のときに大変なことになるんですよね。津波が来るぞというような話になったときに耳の聞こえない人は、何か周りの人がわさわさやってるけど、何だかわからなかった。5年前の今日ですか。そのときに、そういうことで避難ができなかったというような悲惨な話が幾つも出てきましたですね。目の見えないという方でも全く同じです。これは、非常に避難が難しいのですよね。

こういういわゆる障害のある方、別のタイプの障害ももちろん大変ですけども、今、ちょっとここに絞って言いますけれども、どういうふうにしたらいだろうということを内々でいつも話をするのですよ。それで、いわゆる機械的ないろいろなものも考えていらっしゃるようです。町では、携帯電話をうまく使えばいいのではないかと、これもなかなか難しいようです。ただ、一番大事なものは人の力なのですよね。近所の人みんなが、AさんのうちにいるそのAさんは耳聞こえないんだ。だからいざというときには誰かが行って助けてやらなかったら、勝手に逃げなさいと言ったってその情報入らないのだということをおんなが知っていれば何とかできる可能性が強い。そういう意味で、やはりこういう障害のある方がここにいて、そしていざというときには助けが必要なのだということをおんなが知っていなければならぬ。そのためにどうするか。そういう自治会活動とももちろんつながってくるでしょうし、それからこの前の目にあった民生委員のような方たちのお仕事も必要でしょうし、また、役場のそれぞれの担当の方のことも必要だろうと。そういうある意味ネットワークともいいますかね。そういう人のつながりが一番大事であり、かついろいろ考えてみると最終的に一番有効でないのかという気がするんです。それをどう築き上げていくかという問題になってくるのではないかと。その災害、大きな津波が来るなんていう大災害の場面を想定しますと特にそういう気がするんです。そういう点では担当者として、今、どんなことを想定し、どんなことをしようとなさっているのか、腹案がありましたら教えていただきたい。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 災害時にそういった情報を共有をするという部分では、自治会さんの協力をいただいて、台帳作成のものもそれはそれで進めております。ただ、その取り組みについては、なかなかその自治会さんの自発的な対応がなければなかなか進まないということがありまして、自治会の中ではまだ11だったと思いますけれども、その名簿というのはそういう部分でしかまだ作成がされていない。その地域を見ますと、この海に面している地域というのがまた少ないというような状況があります。それで、その取り組みとは、取り組みとして一番本当に地域の皆さんでその周りにいる方を承知をしてつくっている名簿でございますので、それはその取り組みとして大事にしていきながら、その名簿が作成されていない部分につきましては、私どもものほうでももう少し高齢者台帳、それから障害者の台帳、私どもも持っておりますので、そういう中でそういった緊急時に支援が必要な方のいろんなケースがありますのでなかなか難しいんですけれども、そういうその名簿の作成というのが、今、必要に

なっていておまして、その取り組みは進めております。ただ、なかなかそれを活用できるというか、私たちの段階では承知はできるのですが、それをネットワークを組むというのは個人情報の部分がありますので、なかなか難しい部分だと思っております。そこは課題としてありますけれども、そういうところでまず基本となる台帳の作成というのは、今、取り組んでいるところでございます。

それから、先ほど、今、自治会さんが取り組まれているというのは、かけはしという社協の取り組みの中で進められているものですので、それはそれで私ども連携させていただいておりますので、そういった取り組みもあわせて進めていきたいなと思っております。

●委員長（大野委員） よろしいですか。

6番、室崎委員。

●6番（室崎委員） あと1回にします。今、おっしゃたのは全部やっていただきたい。そのとおりだと。中央指令みたいに役場の福祉課担当者のところで情報を持っていて、それぞれの自治会と共有できる範囲で共有していくと。そのとおりだと。ただ、それはそれでどんどん進めなければならない問題なのではございますけれども、と別に、一般論としてご近所に、いざというときに手を差し伸べなければならない人がいるかどうかということを、意識して暮らさなければならないという気持ちを、いわゆる町民の皆さんに持っていただけたら、こういう障害のある方自身はどれだけ助かるかわからないということがあるんですよ。と同時に、私どもの会ではよく言うのですが、自分がここにいるのだよということ。こういう障害を持っていざというときには手貸してもらわなければならない自分がここにいるんだよということをアピールしなければだめだと。お互いによく言うんです。そういう話を。どうしてもそういう人はあまり、例えば自治会の集まりだとか、避難訓練だとかに出てくるのおっくうなのですよ。そうすると、えてして避難訓練やってもそういう人出てこないから周りの人も知らないのですよね。知らなければ手の差し伸べようもないのですよ。だから本人は出てかなければならないし、周りの人はそういう人がいるんだということを意識しなければならぬという、その啓発といいますか、そういう部分もまた非常に大事ではないかと思っております、その点もどうかよろしく。

自助、共助、公助と言いますが、自助や共助が有効に発揮できる場をつくるのはまさに公助ですから。その辺をお願いしたい。そのように思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） なかなか難しい問題だと認識しております。ただ、そういった地域福祉計画というものも、今、作成をしております。そういう中で、今、おっしゃられた自助、公助、共助という部分の取り組みというものも重要な取り組みだというようなことで、そういうものも進めているという中で、私どもの課も含めて

関係する課、連携しながらそういった部分、検討していきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほかにこの目でございますか。

●5番（竹田委員） 委員長、ちょっといいですか。

透析に対する交通の助成というのは、この心身障害者福祉費の中にありますか。よく見たのだけど、何かないような気したのだけど、この中にどこかに載ってますか。

項目にもしあるのであれば、委員長、今日時間なので、明日一にやらせてほしいのですけれども、あるのならば。

●委員長（大野委員） 担当課に聞かないと。

午後 5 時13分休憩

午後 5 時15分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。

5番、竹田委員。

●5番（竹田委員） 委員長、すみません。月曜日の日に、ここの心身障害者福祉費の中で聞きたいことがあるので資料の要求をしておきたいのですけれども、よろしいですか。

●委員長（大野委員） はい。

●5番（竹田委員） 交通費の助成の部分なのですけれども、透析に対する。釧路に行っている交通費の助成の人数と金額の合計、1人当たり幾らなのか。

それと、お願いしていた町内にもこの助成をしていただきたいということで、今、やっているはずですが。その人数と1人当たりのその額と合計を両方出していただきたい。町内と町外。利用されている方の。

●委員長（大野委員） 期間は。

●5番（竹田委員） わかります。

●委員長（大野委員） いや、言ってる意味はわかりますけど、いつから。

●5番（竹田委員） 町内のやつ始めたのはここ2年くらい前のなので、そんな古いデータはないから昨年のでいいです。平成27年度分でいいです。

●委員長（大野委員） 課長、大丈夫ですか。

ほかに資料請求のある方ってございますか。あれば、今、伺いたいのですけれども。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ本日の会議はこの程度にとどめて、来週月曜日、審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって本日の委員会は、これにて閉会いたします。

大変どうもお疲れさまでした。

午後 5 時17分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成28年3月11日

平成28年度各会計予算審査特別委員会

委員長